

宮前地区精密調査報告書

目 次

1 宮前地区の選定理由と調査過程	1
2 地区概況	2
3 人口状態	9
4 家族と婚姻	21
5 産業および職業	33
6 生活環境	49
7 生活水準	64
8 教育水準	73
9 社会福祉	85
10 同和行政と財政	93
11 部落問題意識	99

1. 宮前地区の選定理由と調査過程

1) 宮前地区の選定理由、高知市宮前地区は、地方都市型、先進型、混住型の代表として選ばれた。すなわち、宮前地区は、高知市の市街地帯の周辺に位置するが、高知市の発展とともに早くから都市化の影響を受けて変化を示した。高知市や高知県下の他の同和地区の多くが、郊外や避村にあるため、いまなお伝統的な生活形態を強く示しているのに対し、宮前地区は、産業販賣はもちろん、生活環境、生活様式などいろいろな生活面で、伝統的な形態から脱却しつつある。こうした変化が、一般民人口の混住をもたらし、これがまた、この地区的性格を一そう変化させることになるが、とにかく、このようにして、宮前地区は、高知市そして高知県下ではもちろん、わが国全部の同和地区の中でも、先進した地区として類型づけられた。ただ、このような仮説がどの程度実証されるかは、以下の考察として総合報告のなかで要約されるが、結論的にいえば、この地区は、いろいろな生活面で進んでいることは事

実であるが、やはり産業販葉を中心とした問題も少なくない。これは地方都市の条件の弱いしている面もあるが、やはり同和行政の貧困に帰因している。

(2) 調査過程 この地区の現地調査は、昭和32年7月に現地との打ち合わせを行ない、世帯調査は、同年8月下旬より9月上旬にかけて、本調査を実施し、10月上旬に補充調査を行なった。概況調査は、その間に並行して実施したが、調査の成績はきわめて良好で、戸別調査で93%余の回収率を示した。しかし、世帯調査の一部である、地区外住民の意識調査は、住民登録記載不備などのために回収率は、50%程度に終った。概況調査は、地元関係者の全面的な協力をえて、ほぼ予定通りの結果をえた。このようにして、現地調査は、問題の性質上当初はいろいろな困難を予想されたが、実に相違して成功裡に終わった。

2. 地区概況

(1) 地区の沿革 宮前地区は、古くは“西谷”と呼ばれ

ていたが、この名跡はすでに早く天正地帳帳にてている。すなわち、当時このあたりには、政所（マトコロ）、宮ノ前、西谷、東谷、西岡、的場（マトハ）などの地名があったが、このなかで、俗に「坂ノ者」とか「皮人（カワタ）」とか言われた部落民は主に西谷を中心として居住していた。そのころは人口もそれほど多くはなく、販葉は良細工武具の製造や農業などに従事していたが、数十年ほど後の天和3年ころには、窮民や逃亡農民たちがここへ流れ込んだりして、この地区的人口もかなり増加した。彼らの多くはやがて藩政府によって職多非人として扱われるようになるが、ただ、これらがそのまま現在のこの地区的住民につながるかどうかははっきりしない。確かにところは、その様多少の入れ替わりがあるが、とにかく江戸時代の末期に定着していたもののなかに、この地区的祖先が多いということである。いずれにしても、西谷は職多部落として、いろいろな差別を受け、今日に及んだのである。ところで、この西谷という地名がいつごろから宮前

に変わったかをみると、明治5年の土申戸籍では、まだ小高坂村西谷としていた。ちなみに、地区の大きさは、世帯数 114、人口 387で、その内訳は、男 185、女 202であり、転業は、農業 28、商業 4、宿泊 1、無業 1、不明 20 であった。この地名は、その後ずっと続いていたが、昭和2年5月には、小高坂村（土佐郡）が高知市に編入されるにあたり、小高坂村は高知市小高坂町と改称された。そして、このあたり一帯には広く地番号が採用されて、西谷なる名称は公的には使用されなくなったため、一般にも次第に消えてなくなってしまった。それで、その後は小高坂と呼ばれるようになつたが、時に新小高坂町が西谷に代わって、差別の対象地名になったかといえば、それほどでもない。これは小高坂町なる名称は、わずかの間しか使用されなかつたからで、この地区は、昭和11年8月には再び地名地番号の変更がなされて、お隣りの宮前町に編入され、宮前町と呼ばれるようになったのである。

明治時代から大正時代にかけては、あまり人口の増

減もなく、世帯数もだいたい 130 を前後していた。そして職業は、大正時代には、男は、農業や雜業のほかに人力車夫が、女は、農業や日雇のほか、わら細工（草履製造業）があらわれた。そのため、男の子は、18歳になると、人力車夫の資格をとり、また、女の子は、子守りなどをしていた。このような状態も、昭和時代に入るとだいたいに変化し、男の転業には新たに馬力業（荷馬車）や勤め人が加わり、また、女の転業にもさらにかんきつ類の行商がみられるようになった。数字を言えば、人力車夫は 20 ~ 80 人、馬力業は 10 台、行商は 30 人はいたという。そして時代が進むとともに、臨時工として県外に出るものがみられたが、このような状態がだいたいオニ次大戦まで続いたのである。

(2) 立地条件 この地区は、行政区別には小高坂町に属するが、生態学的には市街地帯の西北端に位置する。この市街地帯に位置するという条件が、この地区的發展に得失両面において作用する。すなわち、高知市内

のほかの同和地区は全部が郊外にあるので、販賣、教育文化、日常生活その他いろいろな生活面で、市街地帯よりもいちじるしく不利であるが、この地区は、西北端とはいえ市街地帯に位置するので、これらの点では、よその同和地区よりも何かと利便をえている。しかし一方この市街地帯にあることが、かえって悪いしている面もないわけではない。というのは、市街地帯に位置して、ほかの同和地区よりも多少とも進んでいることが、同和行政から見落とされた原因でもあつてからである。

この地区は、地勢的には、二つの丘陵の谷間に位置しており、土地が狭く、傾斜があって、居住条件からはほど悪い。そのため、住宅も、傾斜にそって段々に、かなり高くまで建築され、日常生活上いろいろ不便や勞苦が多い。

ただ、交通条件は、郊外ではなく市街地帯に位置しているので、何かと便宜が多く、この点では恵まれている。すなわち、電車やバス通りまでは、近いところは、

距離で 300 メートル、徒歩で 4 分くらいしかかかりないし、遠いところでも、距離で 200 メートル、徒歩で 10 分足らずである。ただ、問題なのは、この地区は道路が狭いために、自動車の直行がきわめて困難なことである。それで、目下この地区に通する道路を拡張する工事が進められているが、それでも地区内の道路そのものが拡張されない限りは、自動車の交通事情は改善されない。

(2) 物的状態 一般に同和地区には、外部からみただけで、それと分かるところが多いが、ここの場合とはそうではない。それは、この地区的住宅事情はそれほど悪くはないし、そのうえ新築家屋が各所に散在しているため、一そうとした印象をあたえるのである。おそらく外乗者がちょっと見ただけでは、一般地区と区別つかないであろう。しかし、少し注意すると、やはり問題がないわけではない。いたる所に老朽荒廃住宅が介在しているし、狭い道路が各方面に入り組んでおり、迷路化している個所もなくはないからである。主

た。住民の容貌や肌色にも、停滞的、閉鎖的な生活条件に帰因する等質性といったものがうかがえる。

(4) 産業概況 産業としては、この地区には、オ一次産業の農業と養豚業とがあるだけで、製造業は全然なく、ほかにわずかばかりの商店と一般会社、商店、官庁などの勤め人そしてとくに注目されるのは、日雇労働者がいちじるしく多いことである。また、農業や養豚業といつても、規模は小さく、専業はごくわずかであるから、オ一次産業といつても、どるに足らない状態である。

(5) 地区内外の概況 地区内の状況については、こ人にちこの地区は、民生委員の關係からすれば、東、南、北の三地区より成るが、講組としては、上部、中部、南部、北部の四つより成る。講組は、だいたい不幸時ににおける互助協力の単位で、現在は余り機能を果たさないが、昔はなかなか重要なものであった。宮前地区に現在する寺社としては、若一神社、姫崎權現の二つの神社と、教樂寺と光徳寺との二つの寺院があげられる。

外

ス

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

このうち、姫崎權現は部落特有のものであるが、若一神社は小高坂街一帯を氏子とする。また、二つのお寺は、いずれも真宗に属するが、現在は尼僧が勤めている。なお、ほかに、地区内の施設としては、戦後間もなくできた公民館がある。

地区外の状況については、この地区は、北は山ノ端町、東が西町、南が井口町、西は、蛭ヶ谷、三ノ丸などに、それぞれ隣接するが、このうち山ノ端町は、いわば中級住宅街、西町と井口町とは、小企業と住宅との混合地帶、蛭ヶ谷と三ノ丸とは、山林や田畠となっている。周囲地域とのつながりは、消防団、学区などの公的な事柄のほか、神社の祭礼、仕事、環境衛生、日常生活における買物、散髪、入浴、治療、通行など、いろいろな面にわたっている。周囲住民との緊張關係については、潜在的な意識の面はともかく、顯在的に目立ったものはない。

3. 人口状態

(1) 世帯数と人口数 宮前地区は、世帯分離や居住の有無のはっきりしないものがあるたり、また、住民の転出入も比較的多いので、世帯と人口との正確な数字はなかなかつかみにくいが、昭和37年9月現在の。

今回の調査では、世帯数が約303、人口が約1,090人であった。世帯数の内訳は、世帯主の朝鮮民が17世帯、世帯主の一概民が102世帯、世帯主の朝鮮人が2世帯、不明又世帯である。これによると、世帯主の一概民が33.6%を占めることになるが、この混住率は、高知ではかなり高い。これは、この地区が市街地帶に位置し、同和地区としてはかなり進んだ地域となっているためであろう。

(2) 人口密度 この地区は、一見したところでは、住居が密集していると言えないこともないが、しかし、この程度の密集度は、高知市内の一般下層地区には、さらにもられるから、この地区かとくに密集しているとは言えない。また、一戸当たりの世帯数も、一部を除けば、だいたい一戸一世帯であるし、そのうえ世帯数

も、平均3.6人であるから、人口密度の度合が高いとは言えない。ただ、一部には、住居を同社切りしたり、建て増したりして、専業家を行なう傾向があるので、やがては人口密度のおそれもなしとしない。つまり、地区内は、概して家賃や賃料が一般地区よりも安いので、一般民のなかには、この地区について何も知らないに、また、知っていても、殊更に危険せずに、住居を求めて転入するものが少なくない。

(3) 性別、年令構成 男女比は、合計では、男46.6%に対し、女53.4%で、女がわずかに多いが、高知市の場合も（昭和35年度国勢調査）、男女6.7%に対し、女53.3%であるから、両者はほとんど同様の比率關係である。年令層別の男女比は、50代と60代とを除けば、いずれの年令層においても女が多いが、高知の場合は、14歳の義務教育年令までは、男が多いが、それ以上の年令層では、例外なく男が少なく、とくに20代と30代では、女100に対し男80足らずとなっている。就業年令層で男の少ないのは、

40代、50代では戦争の影響があろとしても、市外への労働人口の流出が、女よりも男の方が多いことを意味するが、この裏、この地区は、高知市よりも、流出の割合が多少とも低い。

年令別人口構成は(表1)、合計では、男女とも、一部を除けば、だいたい同様の比率關係を示して、男は、10歳台の24.8%がもっとも多く、ついで、10歳未満、20歳台、30歳台の各14%余、40歳台、50歳台の各10%余、60歳以上の10.9%であるが、女は、10歳台の24.9%がもっとも多く、ついで20歳台、30歳台の各14%余、10歳未満、40歳台の各13%余、50歳台9.5%、60歳以上9.8%などであるが、高知市では、男は、10歳未満15.8%、10歳台23%、20歳台15.4%、30歳台15.8%、40歳台11.2%、50歳台9.3%、60歳以上9.7%であるが、女は、10歳未満13.4%、10歳台20.6%、20歳台124%、30歳台16.8%、40歳台12%、50歳台9%、60歳以

表1. 性別、年令別人口構成

年 令	男			女		
	部落民	一般民	計	部落民	一般民	計
～9歳	40 (12.8)	27 (17.4)	67 (14.4)	44 (12.3)	29 (16.3)	73 (13.6)
10歳～	83 (26.6)	33 (21.3)	116 (24.8)	95 (26.5)	38 (21.5)	133 (24.9)
20歳～	47 (15.1)	19 (12.2)	66 (14.1)	51 (14.3)	27 (15.2)	78 (14.6)
30歳～	38 (12.2)	29 (18.7)	67 (14.4)	45 (12.6)	33 (18.7)	78 (14.6)
40歳～	32 (10.3)	17 (11.0)	49 (10.5)	46 (12.8)	24 (13.6)	70 (13.0)
50歳～	34 (10.9)	17 (11.0)	51 (10.9)	37 (10.3)	14 (7.9)	51 (9.5)
60歳～	31 (9.9)	12 (7.8)	43 (9.2)	28 (7.8)	6 (3.4)	34 (6.4)
70歳～	7 (2.2)	1 (0.7)	8 (1.7)	12 (3.4)	6 (3.4)	18 (3.4)
計	312 (100)	115 (100)	427 (100)	358 (100)	177 (100)	535 (100)

上、10.8%であるから、両者を比較すると、多少目立つのは、女の10歳台から30歳台にかけて、高知市よりも、この地区の比率が低いくらいで、あとはとくに指摘するほどの比率差はない。いいかえれば、この地区的年令別人口構成は、高知市のそれと、かなり近い形態を示している。

しかし、部落民と一般民とを分けてみると、両者の間には、かなり顕著な比率差がみられ、とくに目立つ点は、男女とも、30歳台と10歳未満では、部落民よりも一般民の比率がかなり高い点であるが、これは、30歳台の年令層において、一般民のこの地区への転入の多いことを示す。なお、60歳以上では、男女とも、一般民の方がかなり少ない。

(4) 地域移動 地域移動の問題に因縁して、世帯主の現在地居住期間をみると(表2)、合計では、20年以上上つまり第二次世界大戦前からの居住者は29.8名を占めるが、残りの70名の大部分は、戦後の未住者であり、そのなかでも3年以内が28%となっている。

注目される、部落民と一般民では、部落民は、20年以上が44.8%で、3年以上が10.5%にすぎないが、一般民は20年以上が4名で、3年以内が46.7%となっているから、一般民の方方が在住期間の短いもののはるかに多い。

表2 現在地居住期間

期間\区別	部落民	一般民	計
～1年	10 (5.5)	26 (15.6)	36 (12.8)
～3年	9 (5.0)	31 (30.7)	40 (14.2)
～5年	14 (7.8)	14 (13.9)	28 (9.9)
～10年	22 (12.2)	15 (14.9)	37 (13.1)
～20年	46 (25.4)	11 (10.9)	57 (20.2)
～30年	27 (14.9)	2 (2.0)	29 (10.3)
31年～	53 (29.3)	2 (2.0)	55 (19.5)
計	181 (100)	101 (100)	282 (100)

なお、この在住期間は、転入や新世帯分離なし独立

の時期が居住年数を言うが、この点、部著民は、ほとんどが新世帯分離ないし独立であるが、一般民は、転入者がほとんど全部である。いいかえれば、一般には、最近の秉住者が多いのである。

地域移動は、現在、この地区内に居住する部落民で、地区外に移動したこゝのあるものが問題にされたが、これは、個人的には、就職、結婚、就学その他の理由で、かなり多く行なわれているようである。移動の範囲は、もちろん地元の高知市内が多いが、一方、就職などのための、京阪神地帯への移動も目立っている。とくに最近、子女の層では、これが顕著である。

ところで、二のような意味における世帯ごとの移動はどうかと言えば、調査結果では、全体で3又世帯、ノフフ%みられるが、このほかにも、未回答票や不明票のなかにも、若干みると推定されるので、この分を考慮すると、20%くらいにはなろう。つまり、5世帯のうちノ世帯は、他出の経験があることになる。移動の範囲は、高知市内がフ世帯(3.8%)、高知市外

外
卷

が大部分を占めるが、この場合、高知市外というのはほとんど人が東阪神地域で、なかでも神戸と大阪が多い。このほかには就職先で結婚したものもあるが、とにかく彼らがやがて離職して帰郷したのは、ほとんどが戦争関係によるものである。すなわち、戦時疎開、また敗戦後の工場閉鎖、夫の戦死なので、帰郷し、そのまま郷里に定着したのである。そして注目されるのは、帰郷者の80名が日雇労働者に転落しているという事実である。これはいうまでもなく、帰郷しても土地のあるものは少ないので、資金がないから商売もできない、そうかといって就職するには、高知では労働市場がせまい、などで、けっきょく日雇労働者ヒでもなるほかないためである。なお、高知市内への移動は、商売や住居関係によるが、これも商売不振や差別問題などで、帰郷したのである。

以上の事例は、夫が当地の出身の場合であるが、このほかに、妻が当地の出身であるという理由で、帰郷した場合も若干ある。これは、夫が一般民である場合、

よその部落民である場合の、いすれの場合もあるが、これもやはり戦争の關係その他の理由で、流出先より引き揚げたのである。なお、これらの中には、夫か朝鮮人である場合も、スケースみられる。

(5) 現在地に対する居住意識、地域移動に関するして、現在地に今後とも居住するかどうかを聞くならば(表3)、合計では、この地区に多少とも満足して「将来とも住む」と、積極的な態度を示すものが 32.4%あるが、この地区にはからずしも満足はしていない、「ここよりほかに住むところがない」と、いわば諦めの態度を示すものが 30.9%を占める。一方、この地区の生活に不満をもって、「できるだけ早く転居したい」と、転居を希望するものが 23.4%とかなりの比率を示す。将来とも住むの主な理由は、家がある、昔から住んでいろ、家賃が安い、住み心地がよい、などであるが、転居したいの理由は、環境が悪い、住居が狭い、学校や勤め先に遠い、などである。

表3 現在に住むかどうか

態度	区別	部落民	一般民	計
将来とも住む		95 (52.5)	16 (15.8)	111 (39.4)
ここより他に住む所ない		47 (26.0)	40 (39.6)	87 (30.9)
できるだけ早く転居したい		32 (19.7)	35 (34.7)	67 (23.7)
近く転居する		3 (1.6)	8 (7.9)	11 (3.9)
不明		4 (2.2)	2 (2.0)	6 (2.1)
計		181 (100)	101 (100)	282 (100)

部落民と一般民とでは、部落民は、「将来とも住む」 52.5%、「ここより他に住む所ない」 26%、「できるだけ早く転居したい」 19.7%であるが、一般民は、「将来とも住む」 15.8%、「ここより他に住むところない」 39.6%、「できるだけ早く転居したい」 34.7%となっているから、部落民においては、「将来とも住む」が非常に高いが、一般民においては並に「できるだけ早く転居したい」の比率が目立って高い。民族別には、部落民と一般民とによって差の

しいものがあるが、とくに目立つのは、部落民の自営業ヒ「将来とも住む」が 20% 以上を占めるが、一般民の自営業では逆ヒ「できるだけ早く転居したい」や「近く転居する」が 50% 以上となっている。これは部落民の自営業には農業が多いが、一般民の自営業には商業などが多いためである。また、日雇労働者は、部落民、一般民ともに、「将来とも住む」や「今のところ住むほかはない」の比率がともに計 20% 以上と高いが、勤め人では、逆ヒ、部落民、一般民ともに「できるだけ早く転居したい」や「近く転居する」が、 35% 以上を占める。日雇労働者に、現在にとどまろうとする態度の強いのは、家があるもののほかは、地区外に出て行く余裕がないものが多いためであるが、勤め人に、地区外に出ようとするものの多いのは、勤め先の関係で、この地区に居住することに不都合を感じるものが多いためである。

外

5

)

)

)

)

)

)

)

4. 家族と婚姻

(1) 家族の大きさ、家族員数は(表4)、合計では、最大限9人どまりで、3人世帯の 23.7% がもっと多く、ついで4人世帯 9.9% 、5人世帯 8.8% 、2人世帯 16.7% 、1人世帯 10.6% などの順であり。一世帯当たりの平均は3.6人となっているが、高知府の場合も、一世帯当たり平均は3.6人(ただし昭和25年国勢調査による)であるから、平均では、両者はほとんど変わらない。

部落民と一般民とでは、部落民は、4人世帯と3人世帯の 22.4% がもっと多く、ついで5人世帯 8.8% 、2人世帯 14.9% などの順で、一世帯当たり平均は3.7人であるが、一般民では、3人世帯の 25.7% がもっと多く、ついで4人世帯 9.8% 、5人世帯 8.8% 、4人世帯 14.8% 、1人世帯 13.9% などの順で、一世帯当たりの平均は3.3人となっているから、一般民の方が家族員数はやや少ない。職業別には、一世帯当たりの平均が、自営業者4.3人、

表 家族員数

員数	部落民	一般民	計
1人	16 (8.8)	14 (3.9)	30 (10.6)
2人	27 (14.9)	20 (9.8)	47 (16.7)
3人	41 (22.6)	26 (25.7)	67 (23.7)
4人	41 (22.6)	15 (18.8)	56 (19.9)
5人	34 (18.8)	19 (18.8)	53 (18.8)
6人	14 (7.7)	4 (4.0)	18 (6.4)
7人	4 (2.2)	3 (3.0)	7 (2.5)
8人	2 (1.2)		2 (0.7)
9人	2 (1.2)		2 (0.7)
計	181 (100)	101 (100)	282 (100)

(2) 家族形態 家族形態は(表5)。合計では、単独世帯、0.6%、核心家族、62.1%、拡大家族、10.6%、欠損家族、16.7%となっているが、高知市では、昭和33年度の資料ではあるが、単独世帯27%、核心家族53.3%、拡大家族24.2%、欠損家族、14.8%で

雇用者3.8人、单
純労働者3.4人。

黒板、不明2.7人。
となつており、自
営業者が大きく、
黒板、不明が目立
つて小さい。

あるから、これと比べると、この地区は、とくに拡大家族の少ないのが目立つ。拡大家族の少ないのは、対事業や住居の広さの關係で、世帯分離の傾向が強いためである。ちなみに、欠損家族47の内訳は、母子家庭が40で、残りが父子家庭であるが、この母子家庭のなかには、夫の出稼ぎその他による別居家庭も含まれる。それに対事業従事のための形式的な世帯分離が、一おう調査票では5ケースみられる。したがって、固有の意味の欠損家族はさらに少なくなるわけである。なお、対事業従事のための形式的な世帯分離は、調査票では5ケースあるにすぎないが、実際は20ケースくらいはあるという。

部落民と一般民とを比較すると、両者は、核心家族と拡大家族とでは、あまり比率差はない。ともにそれぞれ核心家族62%前後、拡大家族10%前後であるが、単独世帯は、部落民の8.8%に対し、一般民が、13.9%、欠損家族は、部落民の16.7%に対し、一般民が、12.9%となっており、部落民は一般民よりも

表5 家族形態

形態	部落民	一般民	計
単独世帯	16 (8.8)	14 (12.9)	30 (10.6)
核心家族	111 (61.4)	64 (53.9)	175 (62.1)
拡大家族	20 (11.0)	10 (9.9)	30 (10.6)
欠損家族	32 (18.8)	13 (12.9)	45 (16.7)
計	181 (100)	101 (100)	282 (100)

単独世帯は少ないが、欠損家族は逆に多い。なお、この欠損家族は、あとの婚姻關係の項でみるよう、離婚によるものよりも、死別によるものの方がずっと多い。単独世帯は、部落民では、ノルケースのうち、死別ノ3、離婚ス、未婚ノであるが、一般民では、ノクケースのうち、死別6、離婚3、未婚5である。職業別には、自営業者は、拡大家族がノタス%、雇用者は、核心家族がクム.8%、単純労働者は、欠損家族がスム.4%、無職、不明は、欠損家族がスム.5%、単独世帯が、ノタム%と、それぞれ目立って高い。

(3) 婚姻關係、通婚状況は、世帯主だけについてみたが、死別や生別の場合は、配偶者の身分を確めるという方法をとった。それによると、夫妻とも部落民ノ88組、ムス%、夫妻とも一般民ノ3組、(3%)、夫一般民妻部落民5組、(1.6%)、夫部落民妻一般民ク組、(2.3%)、夫朝鮮人妻部落民ス組、(0.7%)、不明ス組、ほかに未婚者が、部落民ヒノ、一般民ヒ5ある。これをみると、部落民の結婚は、ほとんどが仲間同士でなされ、一般民との通婚はノス組(スノス組に対し約6%)であるにすぎない。また、朝鮮人との結婚は、よその同和地区にはかなり多いところがあり、この地区でもス組あるが、これは相手がマイノリティ・グループであり、被差別階層として、共感をおぼえるためであろう。一方、一般民との通婚は、夫一般民妻部落民よりも夫部落民妻一般民の方が多いが、これをもう少し条件別にみると、夫一般民妻部落民の場合は、年令層は多様であるが、職業的には、妻が小卒くらいで夫も日雇か水商売か、あるいは妻も夫も高等教育を受けている場合である。

ハ、夫部落民妻一般民の場合は、夫妻ともに 20 ～ 30 歳台で、教育程度も高いものが多く、夫は勤め人が多い。

つぎに、居住者の結婚経験者について、婚姻關係をみると、該当者は、夫 237 名、妻 273 名あるが、現在結婚中のものは、それぞれ 211 名で、夫は 89.1 %、妻は 78.5 % となっており、ほかに死別が、夫 5.9 %、妻 1.9 %、離婚が、夫 5 名、妻 3.5 % で、離婚は、一般的にいわれているほどは高くない。死別が妻に目立つて高いが、これは戦死によるものかとくに高い。部落民と一般民とでは、部落民の妻に死別の比率が 2.1 % と比較的に高いが、それ以外では、夫妻ともにあまり大きな比率差はない。職業別には、夫では、単純労働者に離婚の比率が 14.4 % と比較的に高いが、妻では、無職と単純労働者に死別がそれぞれ 38.3 %、22.8 % とかなりの高率を示す。

現在、結婚中のもの 211 について、結婚年令をみると、(表 6)、夫は、計では、25 ～ 29 歳が 40.3

表 6 結 婚 年 齢

年 令	夫			妻		
	部落民	一般民	計	部落民	一般民	計
～ 19 歳	11 (8.0)	3 (4.1)	14 (6.6)	50 (36.2)	13 (17.8)	63 (29.9)
20 ～ 24 歳	57 (41.3)	18 (24.6)	75 (35.6)	68 (49.3)	42 (57.5)	110 (52.1)
25 ～ 29 歳	50 (36.2)	25 (48.0)	85 (40.3)	14 (10.1)	13 (17.8)	27 (12.8)
30 歳 ～	20 (14.5)	17 (22.3)	37 (17.5)	6 (4.4)	5 (4.9)	11 (5.2)
計	198 (100)	73 (100)	271 (100)	198 (100)	73 (100)	271 (100)

% でもっと多く、ついで 20 ～ 24 歳 35.6 % で、ノタ歳未満は 6.6 % にすぎないが、妻は、計では、20 ～ 24 歳が 52.1 % でもつとも多く、ついでノタ歳、29.9 % で、25 歳以上は 18 % にすぎない。部落民と一般民とでは、25 歳未満が、夫では、部落民は 49.3 % で、ノタ歳未満も 8 % もあるのに、一般民は 38.9 % で、ノタ歳未満は 4.1 % であるし、妻では 25 歳未満が、部落民は 85.5 % で、ノタ歳未満が 36.2 % もあるのに、一般民は 45.3 % で、ノタ歳未満が、

ノク8%であるから、男女とも部落民の方が結婚年令が低い。

(4) 婚姻形態 婚姻形態は、合計では、自由婚は38%で、見合婚が62%であり、見合婚が大部分を占めるが、部落民と一般民とでは、部落民は、自由婚34.1%、見合婚65.9%であるが、一般民では、自由婚55.7%、見合婚44.3%であるから、部落民の方が、自由婚が少なく、見合婚の比率がかなり高い。なお、職業別には、自営業に見合婚が多くて、勤め人に自由婚が多いが、年令別には、年令の若いほど自由婚が多い。

(5) 通婚圏 通婚圏については、世帯主とその配偶者だけについて、出生地を基準としてみたが、その結果は表7のとおりである。これによると、夫は、計では、宮前町が51.7%でもっと多く、ついで高知県、8.7%、高知市、6.8%などであるが、妻は、高知市が36.5%でもっと多く、ついで高知県24.6%、宮前町23.1%などであり、両者はかなり異なった傾向を示す。

表7 通婚圏（出生地）

夫 地 域	夫			妻		
	部落民	一般民	計	部落民	一般民	計
宮前町	100 (78.1)	5 (6.7)	105 (81.7)	42 (32.8)	5 (4.7)	47 (33.1)
高知市	12 (9.8)	22 (29.3)	34 (26.8)	51 (39.8)	23 (30.6)	74 (56.5)
高知県	9 (7.0)	29 (38.7)	38 (28.7)	24 (18.8)	26 (24.7)	50 (34.6)
四 国	4 (5.3)	4 (2.0)	1 (0.8)	3 (4.0)	4 (2.0)	7 (4.7)
四 国 以 外	7 (5.5)	15 (20.0)	22 (10.8)	10 (7.8)	18 (24.0)	28 (13.8)
計	128 (100)	75 (100)	203 (100)	128 (100)	75 (100)	203 (100)

部落民と一般民とでは、夫は、部落民では、宮前町が47.8%と大部分を占め、ついで高知市29.4%、高知県24.6%と、地元以外はさわめて少ないが、一般民では、宮前町は6.7%と少なく、代わりに高知市29.3%、高知県24.6%、四国以外20.0%と、広い範囲にわたる。妻は、部落民では、宮前町が32.8%、高知市39.8%、高知県24.6%と、夫よりは広い範囲を

示すが、一般民では、宮前町 6.7%，高知市 30.6%。高知県 34.4% と、夫とだいたい同様の傾向を示し、やはり部落民よりは範囲が広い。しかし、部落民の場合、すでにみたように、部落民同士の結婚がほとんどであるから、これは、夫妻とも、宮前町出身以外は、よその同和部落出身であることを示す。

ところで、よその同和部落とは、具体的にどこかをみると、高知市内では、朝倉、鶴部、汐江、長浜などに所在する諸地区であるが、高知県下では、南国市御免地区、香美郡伊良村、赤岡町、高岡郡日高村、越知村、長岡郡長岡村、本山村、吾川郡春野村など、高知市近在の同和部落が多い。そして、他府県の場合、とくに目立つのは、神戸市、尼崎市、大阪市、広島県などの同和部落である。

16) 他出家族の状況 他出家族の状況については、(表 2) ます、他出家族の範囲を、夫の出稼ぎなどの場合はもちろん、未婚の子女で、就職や就学などで流出しているものだけをみたのであるが、それによると他出

表 8 他出家族

属性		部落民	一般民	計
性別	男	31 (62.4)	11 (55.0)	42 (42.6)
	女	15 (32.6)	9 (45.0)	24 (36.4)
年令	10代	10 (21.7)	9 (45.0)	19 (28.8)
	20代	34 (73.9)	9 (45.0)	43 (65.1)
	30代	2 (4.4)	2 (10.0)	4 (6.1)
学歴	中卒	19 (41.3)	6 (30.0)	25 (32.9)
	高卒	19 (41.3)	12 (60.0)	31 (47.0)
	大学卒	8 (17.4)	2 (10.0)	10 (15.1)
計		46 (100)	20 (100)	66 (100)

注：未婚の子女の場合のみ

家族をもつ世帯は、全部で 51 世帯あるが、その内訳は、夫の出稼ぎなどが、部落民 4 世帯、(8.2%)、一般民 4 世帯、(4%) の計 8 世帯、(2.8%) そして、未婚の子女の流出が、部落民 31

世帯、(12.1%)、一般民 18 世帯、(11.9%) の計 49 世帯、(15.3%) などとなっており、夫の出稼ぎは、一般民の方がやや多いが、未婚の子女の流出は、部落民の方が逆にかなり多いという結果である。

これをさらに、未婚の子女の流出についてみると(表 8)、合計では、66 人みられるが、性別には、男

13.6名に対し、女36.4名で、男が多いが、部落民と一般民とでは、男は、部落民の67.4%に対し、一般民は55%であるから、男は部落民の方がやや多い。年令は、合計では、10代28.8%、20代45.1%、30代6.1%で、20代が大部分を占めるが、部落民と一般民とでは、部落民は、20代が23.9%と大部分を占めるのに対し、一般民は、10代45名、20代45名と相半ばする。学歴は、合計では、中卒32.7%、高卒47名、大学卒15.1名で、高卒以上が62.1%と大部分を占めるが、部落民と一般民とを比べると、高卒以上は、部落民の58.7%に対し、一般民は40%であり、一般民の比率が高い。いずれにしても、他出家族の子女では、高卒以上のものが大部分を占める点は注目と値する。

なお、他出の範囲は、合計では、近畿が34人(51.5%)でもっとも多く、ついで関東12人(18.2%)、高知11人(16.7%)などの順であるが、部落民と一般民とでは、部落民は、近畿25人(54.3%)、関東

外

8

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

1

11人(23.9%)などであるが、一般民では、近畿と地元の高知とが各々1人(4.5%)となっており、両者は異なった傾向を示す。いかえれば、一般民の他出家族には、地元の高知と別に世帯をもつものがかなりあるが、部落民の他出家族には、それが少なく、できるだけ地元の高知より離れようとする傾向が強い。また、他出の理由は、部落民、一般民ともに、ほとんど人が就職や仕事の関係であるが、就学のためのものも6人ほどみられる。

5. 産業職業

(1) 地区産業 地区産業としては、農業と養豚業とかあげられるが、農業は、専業、兼業合わせて36戸あり、そのうち専業が18戸である。耕作面積は、1畝から1町歩にわたり、ほとんどが自家地であるが、5反以上を有するものは少ない。横出家庭はおよそ20戸あるというが、反当収穫は、平均5俵と非常に少ない。1俵5,000円としても25,000円にしか

(34)

ならないが、これから生産諸経費を除けば、実収入は、
15,000円とさらに減少するという。したがつて一
町歩作っても、年収は、150,000円そこらである。
作物は、田は米作を中心であるが、畑は自家消費の野
菜が主で、換金作物はとくに栽培しない。市街地周辺
に位置するのであるから、換金作物でも栽培したら、
相当の収入になると予想されるが、畑が少ない、田は
湿田が多い、などの理由で栽培されない。しかし、野
菜は、多少は、農家の主婦の手で、行商されたり日曜
市に出されたりする。家畜類の飼育は、かなりの家庭
が行なっているが、各家庭の飼育頭数は多くない。農
業機械の所有状況は、専業農家には、耕う人機、脱穀
機、脱すり機、原動機、噴霧機などを、個人所有する
もののが若干あるが、兼業農家では、賃借りや賃作業に
よっている。

養豚業は、現在、10戸が行なっているというが、
これを専業にするものは、2、3戸あるにすぎない。
飼育頭数は、だいたい2、3頭から数十頭にわたるが、

飼育戸数全部で、多い時は200頭を超える。飼育の
形態で多いのは、委託飼育で、市内に転出している地
元業者より、一定の歩合で飼育を委託されるのである。
養育期間は、6ヶ月～10ヶ月で、2ヶ月貰うに飼育し
て処分する。豚の価格は、季節差があるが、高いのは
8、9月ごろで、11月ごろが安い。一頭当たりの資金
は8,000円くらいで、飼料は、豆粉かす、飲食店
の残飯、生いもなどである。

(2) 産業組織 農業関係の産業組織としては、小高坂農
業協同組合があり、これには農家は、専業農家はもち
ろん、兼業農家もかなりのものが加入しているが、し
かし、現在この農業協同組合の機能は、事務所が会長
室におかれているだけで、有名無実であり、何もして
いない。農業協同組合は、本末なら、肥料や農薬や農
機具などの共同購入、農産物の共同出荷、貯金、保険
など、いろいろな機能をもつが、この地区では何もし
ていまいから、個人ごとに用足している。これといふ
のも、この地区的農業経営が零細で、専業農家もわざ

かであり、農業協同組合の運営が成立しないためである。それで、できたら隣接の旭農業協同組合などに合併すべきなのであるが、それができないでいる。これは一つには差別によるものであることは否定できない。この地区的農業経営が沈滞しているのは、経営規模が零細であることや立地条件からして農業に対する意欲や期待が少ないためでもあるが、やはり農業経営の推進機関である農業協同組合活動の機能していないことが、根本原因の一つとみなすことができよう。

養豚業には、昭和36年に宮前町養豚業組合が結成された。一戸当たり月50円の会費で、事務所は会長宅となっている。この組合は元来養豚業の共同経営をめざし、県や市の補助金や長期低利貸付金をえるのを直接の目的として発足したが、それはまだ実現せず、事業を行なうまでにはいたっていない。わずかに、豚が病死した場合に、見舞金を出す程度のことをしてい るだけである。

(3) 産業状況、産業状況は、仕事の種類でみたが（表タ）合計では、無職が 36.7% を占めるが、有職者の中では、労働労働者の 21.6% がもっと多く、ついでに技能工、生産工程従事者 13.6%，農漁業従事者 8.7%，販売従事者 6.9%，事務従事者 5.4% などの順であり、とくに単純労働者の多いのが目立つ。

部族民と一般民とでは、無職の比率は、ともに約20%前後でほとんど変わらないが、有職者のなかでは、部族民は、単純労働者が25.4%と高く、ついで、技能工、生産工程従事者5.0%などの順であるが、一般民では、技能工・生産工程従事者18.4%がもっとも多く、ついで単純労働者13.4%、販売従事者10.7%、事務従事者10.3%などの順であり、部族民では、単純労働者や農漁業従事者の比率が比較的に高く、逆に、一般民では、単純労働者は少なく、技能工・生産工程従事者、販売従事者や事務従事者の比率が比較的に高い。世帯当たり有職人員はともに1.5人前後である。

家族の地位別には、夫では、無職は 10.3% と少な

夫の職業状況（義務教育修了以上のもの）

職業	夫			妻			子			女			計		
	単純労働者	一一般労働者	計	単純労働者	一般労働者	計	単純労働者	一般労働者	計	単純労働者	一般労働者	計	単純労働者	一般労働者	計
専門的技術的従事者	2 (2.6)	2 (2.8)	4 (3.5)	1 (0.5)	3 (3.2)	4 (3.8)	1 (0.8)	2 (1.9)	3 (2.7)	2 (1.4)	2 (1.4)	2 (1.4)	2 (1.3)	2 (1.0)	2 (1.3)
管理的従事者	3 (1.9)	3 (2.8)	6 (3.5)	1 (0.5)	1 (0.5)	2 (1.0)	4 (2.4)	4 (2.4)	8 (3.8)	8 (3.7)	19 (10.8)	19 (10.8)	24 (12.3)	24 (12.3)	45 (22.3)
事務従事者	9 (5.8)	11 (6.1)	20 (12.6)	8 (4.6)	10 (5.5)	18 (10.1)	14 (8.2)	14 (8.2)	28 (15.8)	27 (15.7)	64 (36.7)	64 (36.6)	64 (36.3)	64 (36.3)	65 (36.2)
販売従事者	8 (5.1)	16 (9.5)	24 (14.3)	5 (3.3)	5 (3.3)	10 (5.7)	10 (5.7)	10 (5.7)	20 (11.8)	19 (11.8)	39 (22.9)	39 (22.9)	24 (12.2)	24 (12.2)	45 (22.2)
農業従事者	22 (12.4)	22 (12.6)	44 (25.0)	10 (5.5)	10 (5.5)	20 (11.7)	20 (11.7)	20 (11.7)	40 (22.5)	39 (22.5)	79 (44.9)	79 (44.9)	24 (12.2)	24 (12.2)	45 (22.1)
探鉱従事者															
重輸通信従事者	4 (2.6)	5 (3.4)	9 (5.1)												
核能工・生産工程従事者	28 (18.1)	21 (12.9)	49 (26.0)	13 (7.1)	13 (7.2)	26 (14.3)	13 (7.1)	13 (7.2)	26 (14.3)	26 (14.3)	49 (26.7)	49 (26.7)	39 (22.7)	39 (22.7)	95 (43.6)
学年別労働者	54 (35.1)	13 (8.2)	67 (43.4)	58 (35.4)	13 (8.2)	71 (44.6)	58 (35.4)	13 (8.2)	71 (44.6)	58 (35.4)	13 (8.2)	71 (44.6)	58 (35.4)	13 (8.2)	71 (44.6)
サービス業従事者	2 (1.3)	3 (2.3)	5 (3.3)	1 (0.7)	1 (0.7)	2 (1.4)	1 (0.7)	1 (0.7)	2 (1.4)	1 (0.7)	6 (3.6)	6 (3.6)	11 (5.8)	11 (5.8)	15 (7.3)
無職	18 (10.7)	6 (3.2)	24 (13.9)	10 (5.5)	10 (5.5)	20 (11.7)	15 (8.5)	15 (8.5)	30 (16.8)	28 (16.8)	82 (46.6)	82 (46.6)	80 (45.7)	80 (45.7)	157 (76.7)
計	135.5 (10.0)	28 (1.00)	163.3 (10.00)	95 (5.00)	95 (5.00)	190 (10.00)	125 (6.00)	125 (6.00)	220 (11.00)	220 (11.00)	596 (36.0)	596 (36.0)	224 (12.0)	224 (12.0)	700 (38.0)

く、有職者では、単純労働者かもっとも多く、ついで技能工、生産工程従事者 21%、農業従事者 11.6%、販売従事者 10.3%、事務従事者 8.6%などであるが、妻では、無職が 51.9%を占め、有職者では、単純労働者の 24.6%がもっとも高く、ついで農業従事者 6.8%、技能工、生産工程従事者 5.8%などである。子女（未婚の兄弟姉妹も若干含む）になると、無職が 46.6%を占めるが、有職者のなかでは、単純労働者は 1.3%と少なく、代わりに技能工、生産工程従事者の 16.5%がもっと多く、ついで事務従事者 10.8%、販売従事者 2.2%などの順であり、夫や妻とは、異なった傾向を示す。

つづて、無職については、妻の 51.9%がもっとも多く、ついで子女 46.6%、夫 10.3%などであるが、妻の大半は、結婚前そして結婚後に就業の経験のあるものが大部分であり、就業のしたことのないものは少ない。無職の子女のなかには、高校や大学に在学中のものが多割を占めるが、ほかのものも、就業の経験

のあるものが多い。前転のある場合、その種類は、雇用労働者や単純労働者が主であるが、これをやめたのは、男は、疾病や身体障害、老衰そして会社の事情によるが、女は、結婚、疾病、子供の出生などが多い。

(4) 就業回数、就業回数は(表10)、合計では、なし3.5%、1回38.3%、2回25.8%、3回12.1%、4回5%、5回以上5.3%で、1回の比率がとくに高

表10 就業回数(世帯主のみ)

回数	部落民	一般民	計
0回	9 (5.0)	1 (0.0)	10 (3.5)
1回	21 (29.2)	37 (26.6)	108 (38.3)
2回	28 (23.1)	23 (22.8)	101 (35.8)
3回	13 (7.2)	21 (20.8)	34 (12.1)
4回	5 (2.8)	9 (8.9)	14 (5.0)
5回	5 (2.7)	10 (9.9)	15 (5.3)
計	181 (100)	101 (100)	282 (100)

いが、部落民と一般民とでは、部落民は、なし5%、1回39.2%、2回23.1%、で3回以上12.7%であるが、一般民では、なし1%、就業回数なしというのは、女世帯主の場合である。

外

10

転職事情について注目されるのは、転職の方向には、雇用条件のよりよい転業に転職する場合、よい悪い転業に転職する場合そして同じ程度の転業へ転職する場合の三つがあるが、これらはだいたい同様の比率を占める点で、よりよい職業に転職する場合は、失業対策事業などから雇用労働者に変わる場合が多いが、よりわるい職業に変わる場合は、自営業や雇用労働者から単純労働者に変わるものである。これらはくりかえされる場合が多いが、いずれにしても前者の場合は、雇用条件が悪いためであるが、後者の場合は、経営の不振や病弱、身体障害、会社の事情などによるものである。なお、就業回数1回つまり転職回数のないものは、農業や商業などの自営業、大工、左官などの職人、日雇労働者などに多いが、雇用労働者でも、雇用条件のよい会社や官庁関係にはしばしばみられる。

(5) 経営状況 1. 農業経営 田畠を耕作する世帯は、全部で36世帯あるが、その内訳は、部落民が35世帯で、一般民は1世帯あるにすぎない。耕作面積は、

きわめて零細で、表ノノにみるとよし、田畠合わせて
3反未満がノク世帯(44.2%)で、5反以上は12
世帯(33.3%)あるにすぎない。耕作面積の内訳は田
だけのものがノス世帯、畠だけのものが5世帯、田畠
とも耕作する世帯が2ノ世帯である。畠の耕作規模は、
さらにも零細で、最大ス反くらいで、ほとんどが1反以
下であり、1畝というのもかなりある。自作小作別に
は、田畠とも自作が大部分で、小作は、田で5世帯、
畠で2世帯あるにすぎない。ほかに山林をもつ世帯が
5世帯あるが、その規模は、1反未満2世帯、10~
19畝、40~49畝、50~59畝が各1世帯である。
専業兼業別は、農業を専業とするものはノク世帯ある
が、そのほとんどは5反以上の田畠を有するものであ
る。主な農業産物は、田は稲作だけであろうか、畠は、
さうり、なす、大根などの野菜と夢といもである。

家畜類は、にわとりと豚を除けば、あまりなく、役
肉用牛ス世帯、めん羊1世帯あるだけであるが、にわ
トリは5タ世帯、豚は概況調査では20世帯余となっ

表ノノ 経営規模

規模	世帯数
9畝	2
10~19畝	2
20~29畝	8
30~39畝	4
40~49畝	3
50~59畝	5
60~69畝	5
70~79畝	(12.3)
80~89畝	
90~99畝	1
100畝~	1
計	36(100)

ている。農業機械の所
有形態は、表ノヌのと
おりで、動力耕うん機
動力脱穀機、碾勧機は
比較的に私有の比率が
高いが、穀むき機や動
力散粉機などは、共有
や賃借りの比率が高い。
私有するものは、だい
たいたいが5反以上の耕作
面積を中心的である
が、それ以下のものは
賃借りやその他の形態
になつたよう。その他ヒ

いうのは、他人に代金を払って作業を依頼するのであ
る。

表12 農業機械の所有形態

形態	動力耕 うん機	動力脱 穀機	脱すり脱 穀機	動力 散粉機	原動機	畜力
私有	2 (42.1)	9 (42.9)	3 (17.6)	3 (17.6)	6 (66.7)	3 (75.0)
共有			1 (41.2)	7 (48.8)		
賃借り	6 (31.6)	8 (38.1)	10 (58.8)	5 (29.4)	1 (11.1)	
その他	5 (26.3)	4 (19.0)	4 (23.6)	2 (11.8)	2 (22.2)	1 (25.0)
計	19 (100)	21 (100)	17 (100)	17 (100)	9 (100)	4 (100)

口 事業所状況 この地区には、調査票に回答された事業所は22ヶ所あるが、このほかにも、この種の事業に分類されるものが若干あるが、回答がないので省略する。その内訳は、部落民13、一般民11である。22の産業種別は、商業（家畜の仲買業も含む）12、サービス業6、製造業1、建設業1であり、商業がもっとも多い。サービス業というのは、運送業、洋裁業、喫茶店、遊技場などである。事業所状況については（表13）。合計では、所在地は地区外、地区外が半々であり、経営の個人法人別には個人がほとん

外

11

表13 事業所状況

状況	部落民	一般民	計
所在地	6 (46.2)	6 (50.5)	12 (50)
地区外	7 (53.8)	5 (45.5)	12 (50)
個人・法人	12 (92.3)	10 (90.9)	22 (91.7)
個人	1 (7.7)	1 (9.1)	2 (8.3)
法人	12 (92.3)	10 (90.9)	22 (91.7)
独立・下請	1 (7.7)	1 (9.1)	2 (8.3)
独立	12 (92.3)	10 (90.9)	22 (91.7)
下請	1 (7.7)	1 (9.1)	2 (8.3)
規模	4人以内 (92.3)	10 (90.9)	22 (91.7)
20人以内	1 (7.7)	1 (9.1)	2 (8.3)
50人以内			
50人以上			
金融	個人 (30.8)	6 (54.5)	10 (44.7)
一般金融機関	1 (7.7)	2 (18.2)	3 (12.5)
公的金融機関	1 (7.7)	1 (9.1)	2 (8.3)
なし	7 (53.8)	2 (18.2)	9 (37.5)
合計	13 (100)	11 (100)	24 (100)

どであり、そして規
模別には4人以内が
ほとんどとなつてい
るが、この傾向は、
部落民一般民ともに
変わらない。金融は、
合計では、個人が
44.7%でもっとも
多く、ついで金融を
し37.5%で、一般
金融機関や公的機関
は2.5%余にすぎな
い。この傾向は、部
落民において一毫も
無いが、これらの事
実は、この地区的商
業経営は、きわめて
單純であることを窺

味しよう。

(6) 働用状況 従業先産業種別は、商業、製造業、サービス業、公共団体などで、このなかでは、商業と製造業との占める割合が高いが、従業先所在地は、99%が地区外で、そのなかでも市内がほとんどを占め、市外はごくわずかである。働く状況については(表ノ4)働く關係は、合計では、常雇が21%を占めるが、部落民と一般民とでは、常雇が、部落民の81.3%に対し、一般民が90.9%である。従業先規模は、合計では、4人以内10.4%、20人以内36%、50人以内15.2%、50人以上35.4%で、20人以内と50人以上とか、相匹敵しているが、部落民と一般民とでは、20人以内において、一般民の42.1%と高いのが目立つ。従業所種別は、合計では個人75.4%、法人24.6%、その他官公営係10.4%で、法人の比率が高いため、個人もかなりの比率を示す。部落民と一般民とでは、一般民において法人の占める比率が比較的高い。就職り方法は、合計では、職故が48.8%

状況	従業先 種類	従業先 規模			従業所種別			就職り方法			計
		4人 以内	5人 以内	20人 以内	個人	法人	その他	不明	試験	採用	
部落民	61 (81.3)	1.5 (18.7)	8 (19.5)	22 (28.9)	10 (6.6)	31 (36.9)	44 (43.4)	8 (10.3)	3 (3.9)	23 (26.2)	34 (32.4)
一般民	39 (50.9)	8 (9.7)	9 (10.2)	37 (42.1)	15 (12.0)	27 (34.1)	25 (31.1)	2 (2.3)	2 (2.3)	16 (18.2)	47 (49.0)
計	100 (86.4)	2.3 (18.0)	17 (19.4)	59 (74.0)	25 (18.2)	58 (75.6)	57 (75.5)	17 (20.6)	17 (20.6)	40 (45.9)	81 (88.8)

表ノ4 働用状況

と目立って高いが、部落民と一般民とでは、予想に反し、部落民において試験の比率が30.3%と比較的に高い。

(7) 職業意識 はじめに現在の職業に対する態度をきくと(ただしごく主に對してのみー以下同じ)、表ノ5にみられるように、合計では「将来とも就けたい」と現在の職業に満足して、積極的な態度を示すものは39.4%で、あとは満足はしていないが「今のところ就けない」と、やむを得ない、という態度をとるもののが40.4%、やめることを希望したり予期しているものが8.5%、不明11.7%である。不明のほとんどは現在無職のものである。部落民と一般民とでは、部落民は、「将来とも就

表ノ今 魚類に対する燃度

P. 別 選択	郊外民	一般民	計
賛成とも 思いたい	62 (34.3)	49 (48.5)	111 (39.4)
今のところ続 けるほかない	80 (44.2)	34 (33.7)	114 (40.4)
できるだけ 早くやめたい	13 (7.2)	7 (6.9)	20 (21)
早くやめたい	2 (1.1)	2 (2.0)	4 (14)
不明	24 (13.2)	9 (8.9)	33 (11.7)
計	181 (100)	101 (100)	282 (100)

のところ続けるよりほかない」の比率が高く、逆に「将来とも競けたい」の比率が低い。これは言うまでもなく部族民には職業上いろいろな経路のあることを示すものであろう。なお、これを職業別にみると、部族民一戸民とともに、自営業者や自営業者などでは「将来とも競けたい」の比率が高いが、日雇労働者では、「今のところ続けるよりほかない」の比率が目立って高い。

けたい」が34.3%で、「今のところ続けるよりほかない」とが44.2%を占めるが、一般民は、「将来とも続けたい」が48.5%で、「今のところ続けるよりほかない」は33.7%となつてあり、郊農民の方は「今

6 此處環境

(1) 道路整備状況 この地区は、地区概況の項でみたよ
うに、いわば立陥の谷間に位置しているので、土地も
狭く、傾斜がある。道路をつくること自体が困難を
ともなうが、現状は、地区を南北に隔離している、幅
員3メートルくらいの道路（俗に中央道路といふが、
道路らしい道路で、あとは坂道が各所に連じているに
すぎない。この村道は公有地ではあるが、元来は農道
が多く、幅1メートルくらいしかないので、市道（
道路法により幅員4メートルが必要）とされるまでは
はいたっていない。しかし、舗装は少へ々分通り完成
しているので、この点では街が降っても燃焼をするこ
とは少ないが、ただ、坂道が多いため、老人や主婦な
どは、日常生活上困難を感じるものが多い。なお、中
央道路は、幅が狭いので、タクシーや台車の通過する
のがいっぱいなので、交通上いろいろ障害を来たしてい
る。たとえば、消防車の乗り入れなどは容易でない。
そのため消防車は小型が利用されているといふが、左

だ、消火栓もケツ所あるし、日ごろの消防訓練（初版などに行なう）も、一あう行き届いているので、防火に關してはあまり心配はない。街灯は、現在50ヶ所ばかり設置され、だいたい行きわたっているから、夜間に歩行の困難などころはほとんどない。

(2) 上下水道設備状況 まず、上水道の設備状況は、およそ70%で、まだ、井戸の利用者が30%ばかりあるが、この上水道の設備率は、高知市の二のあたり一帯としては、おしろ高い方である。といふのは、このあたりは、まだ良質の地下水がえられるから、井戸の利用者も多い。水道と井戸の利用状況は、低所が井戸で、高所が水道であるが、問題なのは、配管が細いから、水圧が低いので、夕方など、一時に利用度が高まると、水の出がいちじるしく悪くなる点である。このため、タンクの設置が望まれている。

下水道の設備状況は、一あう中央道路の両側に設置されている排水溝をもとにして、各戸よりの排水路がつくられているが、何分これらの排水路は完全なもの

のは少ないもので、活塞水のはけが悪く、ところによつては、活塞水の通り場所では、はえや蚊が発生して、公衆衛生上問題となる場所も少なくない。とくに養豚業を經營しているあたりは、排水溝が不備なため、問題が多く、早急に何らかの対策が期待されている。なお、この地区は、丘陵の谷間にあたるため、暴雨になると、両方の山から流れ落ちる雨が、道路に溢れて、大へんなことになるという。

(3) し尿と廐糞の処理状況 シ尿処理については、自家処理と衛生組合による処理との二つの方法がある。前者は、廐糞が田畠の肥料として処理するものであるが、後者は、市公認の衛生組合が衛生室や天ひんなどによって各戸に汲取るのである。後者の場合は、汲取り料金や汲取り回数などに、いろいろ問題があり、汲取り料金を不当にとられたり、汲き出にはご祝儀を要求されたり、汲取り回数が規定通りに守られなかつたりする場合が多い。そして無理に来て貰えば、余分の料金を要求される場合もあるという。

差不の処理も、自家処理と市の清掃車による収集との二つの方法がある。前者は、農家の田畠に焼き捨てるのであるが、最近は、非農家まで無断で燃棄するものがあるので、はえがわいをりして、やはり公衛生上の問題になっている。後者は、市の清掃車(収集車)が、週々回ほど巡回し、各戸の個人ゴミ箱より収集する事前であるが、手不足などの理由で、なかなか規定通りには来てくれないという。なお、高所で収集の容易でないところは、1戸5戸に1つの割合で共同箱を設けて、収集の便宜に供されているが、現在、共同箱は2つある。また、収集料金は、個人ゴミ箱は月30円、共同箱はノ戸15円となっているが、ちなみに、汲取り料金も、衛生による場合は世帯費1人30円であるが、夫ひんたるによる場合は、1たる15円とされていう。

(c) 墓場、火葬場、斎場は、大部分が地区の西南部の丘陵に、一部が北東部の丘陵その他に設けられているが、この点ではきわめて恵まれた条件にあり、問題はほと

んどない。火葬も、先年までは土葬を行なっていたが、現在は、全戸が市の火葬場を利用しているので、この点も問題ない。

(d) 住居状態 まず、住居構造は、普通木造が97.9%バラックが2.1%となっており、ほとんどが普通木造であるといふことができるが、ただ、この地区は戦災にはあっていないので、50年、60年と建築年数の古い家屋が多く、そのため老朽化率が住宅もしく友い。住宅形態は、全体では、一戸建79.7%，長屋2.1%，間借り1%，その他2.2%で、一戸建が大部分を占める。その他とは、親の家に同居するものである。部落民と一般民とは、部落民は、一戸建8.4%，長屋5%，間借り3.8%，その他2.8%であるが、一般民は、一戸建61.4%，長屋24.8%，間借り12.8%，その他1%であるから、一般民の方が一戸建が少なく、長屋や間借りの比率がはるかに高い。

住居空間については、部屋数は(表1)、もっと多いのがス面の31.6%で、ついで外間18.1%、

3面 14.2%, 1面 12.1%などと、平均は3.3面であるが、

表16 郡産数

面 数	郡産民	一般民	計
1面	15 8.3	19 18.8	34 12.1
2面	40 22.1	49 48.5	89 31.6
3面	25 13.8	15 14.9	40 14.2
4面	39 21.6	12 11.9	51 18.1
5面	27 14.9	5 4.9	32 11.3
6~	35 19.3	1 1.0	36 12.7
計	181 100	101 100	282 100

般民は、スジレかなく、平均は2.4面であるから、郡
産民の方むかねり高いことが知られる。

畠数は(表17)、合計では、12畠までのモノ

昭和34年の高知市

調査では、2面20.6
%、4面18.7%、3
面18.1%、1面14.
6%で、平均は3.2面
であるから、これと比
べると、この地区はあ
まり差はない。郡産民
と一般民とでは、郡
産民は、2面以下が30
%で、4面以上が
55.8%もあり、平均
は3.2面であるが、一

表17 畠 数

畠数	郡産民	一般民	計
~6畠	22 12.2	26 25.7	48 17.0
~12畠	59 32.6	54 53.5	113 40.1
~18畠	48 26.5	17 16.8	65 23.0
~24畠	41 22.7		41 14.5
25畠~	10 5.5	2 2.0	12 4.3
不明	1 0.5	2 2.0	3 1.1
計	181 100	101 100	282 100

26.5%で、18畠以上も28.2%であり、一世帯
たりはノーフラフ、世帯員一人当たりが3.2畠であるが、
一般民では、12畠までが53.5%で大割分を占め、
ついで6畠まで25.7%で、一世帯当たりは12.2畠。
世帯員一人当たりが2.8畠となっており、郡産民と出

%がもっとも多く、つ
いで18畠まで23%
6畠まで17%左辺の
頃であり、一世帯当たり
は12.5畠、世帯員
一人当たりは3.5畠とな
っており、地区全体と
してはかなり悪まれた
状態にある。郡産民と
一般民とでは、郡産民
では、12畠までの
32.6%がもっとも多
く、ついで18畠まで

べると、かなり狭い。なお、職業別には、自営業者が一世帯当たり 1.6 収益、世帯員一人当たり 4.3 収益でもっとも多く、ついで、雇用者が、一世帯当たり 1.2 収益、世帯員一人当たり 3.3 収益、单纯労働者が、一世帯当たり 1.1 収益、世帯員一人当たり 3.4 収益、無職・不明が一世帯当たり 1.0 収益、世帯員一人当たり 3.8 収益となっている。

建坪は、合計では、10坪以内 48.2%，20坪以内 31.9%，30坪以内 6.7%，30坪以上 1.8%，不明 11.4%であるが、部落民は、10坪以内 38.1%で 10坪以上 53.6%，うち 20坪以上 9.6%であるのに対し、一般民は、10坪以上 66.2%と、大半を占める。

住居の所有関係は、合計では、持家 57.5%，借家 32.9%，公営住宅 4.6%であるが、これは高知市全体（昭和 34 年度）の持家 56%，借家 43%，その他 1%と比べると、あまり変わらない。部落民と一般民とでは、部落民は、持家 82.3%，借家 12.7%，

外
2

公営住宅 5%であるが、一般民は、持家 12.9%，借家 83.2%，公営住宅 3.9%となっており、持家と借家とでは、部落民とはまったく逆の比率関係を示す。ところで、収益や開代はどうかといえば、120 建物については、合計では、1,000 円まで 15.8%，2,000 円まで 35%，3,000 円まで 25%，3,000 円以上 12.5%，ただ 6.7%となつておる、2,000 円までで 50%以上を占める。これはおそらく高知市内の一畠地帯との比較ではかなり安いと思われるが、しかし部落民と一般民とでは、部落民は 1,000 円まで 28.1%，2,000 円まで 28.1%，2,000 円まで 50%，3,000 円まで 0%，3,000 円以上 6.3%，ただ 15.6%であるが、一般民は 1,000 円まで 11.4%，2,000 円まで 29.5%，3,000 円まで 34.1%，3,000 円以上 21.6%，ただ 3.4%となつてゐるから、一般民の方な収益や開代はかなり高い。なお、ただというのは概元に同居している場合が多い。

(5) 生居設備 まず、用水については、合計では、水道が 70.9%、井戸が 29.1% となっており、井戸がほぼ 30% を占めるが、部落民と一般民との比較では、部落民は、水道が 65.9% で、井戸が 34.1% であるが、一般民は、水道が 76% で、井戸が 24% であるから、部落民の方が井戸の割合がやや高い。なお専用共同の別では、水道は、専用 78.5% に対し共用 21.5% であるが、井戸は、専用 70.7% に対し共用 29.3% であり、それぞれ専用の比率が大部分を占めるが、共用もかなりの比率を示す。なお水道も井戸も、共用の割合は、一般民において一そう高い。

光熱源は、いろいろのものを併用している場合が多いが、これを種類別でみると(表 18)、合計 314 戸のうち、薪炭の 42.3% がもっとも多く、ついで、アロバンガス 31.1%、石油コンロ 15.6%，電熱器 9.8%，都市ガス 1.3%，その他 0.5% などであり、薪炭がきわめて多く、逆に都市ガスがきわめて少ないから、この点では、農村的な状態にある。しかし、部落

表 18 光熱源

種類	部落民	一般民	計
都市ガス	2 (0.8)	3 (2.1)	5 (1.2)
アロバンガス	84 (33.2)	38 (22.2)	122 (31.1)
石油コンロ	41 (16.4)	20 (14.3)	61 (15.6)
電熱器	16 (6.4)	20 (14.3)	36 (9.2)
薪炭	108 (42.8)	58 (41.4)	166 (42.3)
その他	1 (0.4)	1 (0.7)	2 (0.5)
計	262 (100)	140 (100)	392 (100)

民と一般民とでは、アロバンガスが、一般民の 27.2% に対し、部落民が 33.2% とわずかに多く、また電熱器は、部落民 6.4% に対し、一般民 14.3% であり、一般民が高いが、あとはあまり変わらない。このように、電熱器が一般民に多いのは、住居条件上、一般民の方が簡易なものが必要とするためであろうか。なお、電灯は、合計では、1 灯 18.8%，2 灯 14.2%，3 灯 13.5%，4 灯 15.2%，5 灯 21.3%，6 灯以上 17% であるが、部落民と一般民とでは、部落民は、1 灯 44.9%，2 灯 22.2%，3 灯 12.2%，4 灯 19.7%，5 灯 23.7%

6灯以上 19.3%であるが、一般民は 1灯 25.7%

2灯 17.8%、3灯 15.8%、4灯 10.9%、5灯 1

6.8%、6灯以上 13%などであり、平均では、合計

が3.8灯、部落民が4.1灯、一般民が3.5灯となって

いるから、部落民の方がやや多い。

そのほかの住居設備については(表19)、合計で

は、台所は97.2%が設備しているが、その内訳は、

専用 84.4%、共用 12.8%である。部落民と一般民

とでは、部落民は、おりた8.9%と、ほとんど全部が

所有しており、そのうち専用 90.1%、共用 8.8%で

あるが、一般民は、ありが 94.1%で、そのうち、専

用 74.3%、共用 19.8%であり、共用の割合がかな

り高い。排水設備は、合計では、ありが 94.3%でそ

のうち、専用 74.8%、共用 19.5%である。部落民

は、ありが 95%で、専用 80.1%、共用 14.9%で

あるが、一般民は、ありが 93.2%で、専用 65.4%、

共用 27.8%となっており、やはり共用の割合が高い。

外
3

表 19 住居設備

設備区分		台 所	排水設備	便 所	風呂
部 落 民	専用	163 (90.1)	145 (80.1)	156 (86.2)	92 (50.8)
	共用	16 (88)	27 (14.9)	25 (13.8)	13 (7.2)
	なし	2 (1.1)	9 (5.0)	-	26 (42.0)
	計	181 (100)	181 (100)	181 (100)	181 (100)
一 般 民	専用	75 (74.3)	66 (65.4)	62 (61.4)	30 (29.7)
	共用	20 (19.8)	28 (27.8)	39 (38.6)	10 (9.9)
	なし	6 (5.9)	7 (6.8)	-	61 (60.4)
	計	101 (100)	101 (100)	101 (100)	101 (100)
専 用 共 用	専用	238 (84.4)	211 (74.8)	218 (77.3)	122 (43.2)
	共用	36 (12.8)	55 (19.5)	64 (22.7)	23 (8.2)
	なし	8 (2.8)	16 (5.7)	-	137 (48.6)
合 計		282 (100)	282 (100)	282 (100)	282 (100)

便所は、合計では、ありがノ〇〇%であるが、専用フフ.3%，共用スス.7%である。部落民は、専用9.6%，共用ノ3.8%であるが、一般民は、専用6.1%，共用ヨヨ.6%と、共用の割合がかなり高い。風呂は、合計では、ありが5.4%で、なしが48.6%もあるが、あるいは、専用44.3%，共用8.2%である。部落民は、あり58%で、専用が50.8%を占めるが一般民は、ありヨタ.6%で、専用はスタ.7%となつており、なしの比率がさわめて高い。なお、風呂のないものは、部落民のなかには、極端で貴い湯するものもあるが、大部分は、近くの町湯を利用している。なお、ここには、部落民のための公用浴場はない。

(7) 宅地の状況 まず、宅地の広さは、無回答票が90(ヨンタ%)もあったので、正確な結果はそれなりにあったが、回答票1タスの内訳をみると、10坪以内ス.3%，11～20坪ス5%，21～30坪ノ5.1%，31～40坪14.6%，40坪以上ス44%である。部落民と一般民では、部落民は、10坪以内 11.2%

スの坪以内が計ヨク.8%で、40坪以上がスル.8%を占めるのに対し、一般民では、スの坪以内が81.8%であるから、一般民の方が宅地の狭いものがいちじるしく多い。宅地の所有關係は、合計では、所有地25.2%，借地46.4%，不明ス8.4%で、やはり不明が多いので決定的なことは言えないが、全体としては借地の多いのがうかがえる。部落民と一般民とでは、部落民は、所有地ヨツ.5%，借地スツ.5%，不明ノ5%であるが、一般民は、所有地3%，借地スス.6%，不明スツ.4%である。このうち、一般民の不明の大部分は借地であるから、これらを差えると、一般民は、所有地が少なく、ほとんどが借地といふことになる。なお、宅地の広さや所有關係に、無回答票ないし不明票の多いのは、忘れたのや借地であるためなどである。借地の場合、その地代は、年払い、月払い、家賃に含めて徴収、など、いろいろ形式があるが、ともかく、その価格は非常に低く、1カ月坪当り10円以内より0%以上、20円以内が計ヨリ%以上を占める。

2. 生活水準

(1) 生計費 每月の世帯収入をみると、(表20-A)

表20-A 世帯収入

額	部落民	一般民	計
円 ~9,999	41 (22.7)	17 (18.9)	58 (21.4)
円 ~13,999	29 (16.0)	13 (12.9)	42 (14.9)
円 ~17,999	43 (23.8)	11 (10.9)	54 (19.1)
円 ~21,999	16 (8.8)	14 (13.9)	30 (10.6)
円 ~25,999	11 (6.1)	9 (7.9)	20 (7.1)
円 ~29,999	8 (4.4)	5 (4.9)	13 (4.6)
円 30,000~	23 (12.7)	29 (28.7)	52 (18.5)
不明	10 (5.5)	1 (1.0)	11 (3.9)
計	181 (100)	101 (100)	282 (100)
一世帯 当たり	18,388	22,650	19,928
世帯費 人当たり	4,970	6,864	5,536

合計では、30,000

円以上が18.4%あ

るが、あと約22.7%

%は30,000円以

下であり、そのうち

10,000円未満は

21.4%、20,000

円未満となると、計

60%に近い。もし

て、毎月の平均収入

は、1世帯当たり

5,536円である。

この数値は、現物収

入の現金換算化その他に多少の不備があるため、実際はもう少し増大するが、それにしても昭和35年度の高知市の1人当たりの実質所得と比較すると、61%

余にすぎない。部落民と一般民とではかなり大きな相

違があり、部落民では、30,000円以上は10.7%

で、10,000円未満が22.7%、20,000円未満

となると70%に近く、1世帯当たりが18,388円

で、世帯員1人当たりが4,970円であるのに対し、

一般民では、30,000円以上が28.7%もあり、

10,000円未満が18.8%、20,000円未満は50

%で、1世帯当たりが22,650円、世帯員1人当た

りが6,864円であるから、一般民の収入がかなり多

い。なお、高知市の一人当たり実質所得に対しては、

部落民が55%であるのに対し、一般民は26%と、

かなり大きな差を示す。

つぎに、毎月の世帯支出は(表20-B)、合計で

は、30,000円以上は14.5%にすぎず、あとの80

%以上は30,000円以下で、10,000円未満が

19.5%、20,000円未満は58%余となつてあり、

平均支出は、1世帯当たりが18,709円、世帯員1

人当たりが5,193円である。これは高知市の1人当

表20-8 世帯支出

階層	部落民	一般民	計
~9,999 円	35 (19.2)	20 (19.8)	55 (19.5)
~13,999 円	34 (18.8)	13 (12.9)	47 (16.6)
~17,999 円	34 (18.8)	10 (9.9)	44 (15.6)
~21,999 円	28 (15.5)	17 (16.8)	45 (16.0)
~25,999 円	18 (9.9)	13 (12.9)	31 (11.0)
~29,999 円	3 (1.7)	3 (2.9)	6 (2.1)
30,000 円	18 (9.9)	29 (29.8)	42 (14.9)
不明	11 (6.1)	1 (1.0)	12 (4.3)
計	181 (100)	101 (100)	282 (100)
一世帯 当たり	円 17,429	円 20,932	円 18,709
世帯 員 一人当たり	円 4,999	円 6,323	円 5,197

たりの消費支出と比較すると 78.4 % であり、収入の場合よりは高い。部落民と一般民では、やはりかなり大きな相違があり、部落民では 30,000 円以上が 9.9 % しかなく、10,000 円以下が 19.3 %、20,000 円以下がほぼ 60 % を占め、平均支出が 17,429 円、世帯員一人当たり 4,999 円である。

のに対し、一般民では、30,000 円以上が 23.8 % もあり、10,000 円未満が 19.8 %、20,000 円未満が 44.8 % で、一世帯当たりが 20,932 円、世帯員一人当たりが 6,323 円であるから、一般民の方がかなり多い。なお、高知市の、人当たり平均支出に対しては、部落民は約 74 % であるのに対し、一般民は 95 % を占めるから、一般地区のそれとほとんど変わらない。また、職業別には、部落民、一般民とも、収入支出いすれにおいても、自営業がもっと多く、ついで勤め人、単純労働者、無職の順である。

エンゲル係数は(表 21)、合計では、無記入が 15.6 % もあるので、結論的なことはいえないが、年数ヨタまでは 6 % しかなく、40 ~ 59 が 22.7 % で 60 以上が 55.7 % と高い。なお、80 以上も 14.2 % となっているから、生活に余裕のないものの多いのが分かる。部落民と一般民とでは、部落民はヨタまで 3.9 % しかなく 60 以上が計 61.3 %、そのうち 80 以上が 17.7 % も含むのに対し、一般民では、ヨタま

表21 エンゲル係数

係数	郊農民	一般民	計
~ 39	7 (3.9)	10 (9.9)	17 (6.0)
40 ~ 59	38 (21.0)	26 (25.8)	64 (22.7)
60 ~ 79	29 (23.6)	38 (32.6)	117 (41.5)
80 ~	32 (12.7)	8 (7.9)	40 (14.2)
無記入	25 (13.8)	19 (18.8)	44 (15.6)
計	181 (100)	101 (100)	282 (100)

人49.4%、無記54.1%であり、勤め人の比率の比
較的に少ないのが目立つ。いずれにしても、高知市民
の1人当たりのエンゲル係数42%～44%であるのを想
うとき、これらははなはだ高いと言わねばならない。

(2) 収入形態 収入形態は(表22)、収入形態は、収
入源がいくつもある場合には、それらを組み合わせて

では4.9%あり、

60以上は45.5
%で、そのうち80
以上が7.9%であ
るから、郊農民の
方に、エンゲル係数
の高いもののが
なり多い。なお、

職業別には、60
以上が、並純勞働
者59.6%、自營
業58.8%、勤め

人49.4%、無記54.1%であり、勤め人の比率の比
較的に少ないのが目立つ。いずれにしても、高知市民
の1人当たりのエンゲル係数42%～44%であるのを想
うとき、これらははなはだ高いと言わねばならない。

表22 収入形態

形態	郊農民	一般民	計
勤務収入	103 56.9	75 73.2	178 63.1
事業収入	15 8.3	6 5.9	21 7.5
勤務収入 事業収入	9 4.9	8 8.0	13 4.6
勤務収入 恩給	5 2.8	3 3.0	8 2.8
勤務収入 失業保険金	5 2.8	2 2.0	7 2.5
事業収入 扶養・社送り	13 7.2	1 1.0	14 5.0
その他	31 17.1	10 9.9	41 14.5
計	181 100	101 100	282 100

みると、ほぼ40%を占めるから、この地区的収入が
いかに勤務収入に依存しているかが分かる。事業収入
や財産収入の割合は、部分的に関係するものを含めて

たのであるが、それ
によると、合計では、
もっとも多いのが、
勤務収入だけの63.1
%、ついでその他の
14.5%、事業収入
だけ7.5%、勤務収
入、扶養・社送り5%
勤務収入、事業収入
46%などの順であ
り、勤務収入だけが
大部分を占めること
が知られる。さらに、
勤務収入が部分的に
関係する収入形態を

心、それそれ 40 (14.2%), 9 (3.2%) と低く並に、社会保険や私的扶養に依存する比率は、部分的左ものを含めると、61 (22.3%) に達し、その左には、私的扶養が 25 (8.9%) もある。これは主として別居の親族とくに子文からの送金によるものである。左お、その他といふのは、前述の形態に、さら厚生年金、恩給、失業保険金、傷病手当、福祉年金、扶養・仕送り、生活保護などが含まれる場合であるが、このなかで目立つのは、恩給や生活保護の含まれる場合で、これらには、それぞれこれだけで生活するものも若干ある。

(3) 家財道具の所有状況 家財道具の所有状況は、(表23)合計では、電気炉たんク 27%, 冷蔵庫 16%, 扇風機 38.6%, 自動炊飯器 37.6%, 自転車 69.5%, 単車 71%, ミシン 42.2%, 暖房器 24.8% などであり、各項目ともに目立った比率は示していないが、郊落民と一般民とでは、冷蔵庫や自転車や単車のようなものは、郊落民の方が比率が高いがそれ以外の電気炉

表23 家財道具類

	郊落民	一般民	計
電気炉 たんク	46 25.4	30 28.7	76 27.0
冷蔵庫	32 17.7	13 11.9	45 16.0
扇風機	66 36.4	43 42.6	109 38.6
自動 炊飯器	54 29.8	52 51.5	106 37.6
自転車	135 72.6	61 60.4	196 69.5
単車	14 7.7	6 5.9	20 7.1
ミシン	31 39.2	48 47.5	119 42.2
暖房器	45 24.8	25 24.8	70 24.8

たく機、扇風機、自動炊飯器、ミシンなどの中では、一般民の比率が高く、よくに自動炊飯器において目立った比率を示す。収入からすれば、一般民の方が多少ともまさっているのであるから、冷蔵庫や自転車や単車も、一般民の方が多いはずであるが、これがそうではないのは、一つには、一般民は、生居がせまくて、置く場所がないためである。

(4) 新聞、ラジオ等の購読および聴視状況 新聞は、(表24) とっているが、合計では 42.6%、郊落民

感覚 新聞・ラジオ

感覚		部落民	一般民	計
とっている	新聞雑誌	92 (50.2) 11 (6.0)	45 (44.6) 14 (13.8)	137 (48.6) 25 (8.9)
時に買う	新聞雑誌	10 (5.5) 22 (12.2)	6 (5.9) 21 (20.8)	16 (5.7) 43 (15.2)
とっていない	新聞雑誌	29 (43.7) 148 (81.8)	50 (49.5) 66 (65.4)	129 (45.7) 214 (75.9)
計	新聞雑誌	181 (100) 181 (100)	101 (100) 101 (100)	282 (100) 282 (100)

50.8%、一般民 44.6% であり、部落民と一般民との比較では、部落民の比率が高い。ほかに時に買うも、わずかながらあるが、いずれにしても、とっていないの比率はかなり高い。なお、新聞の種類は、高知新聞が大部分である。雑誌は、とっているが、合計で 8.9%、部落民 6.0%、一般民 13.8% であり、一般民の比率が比較的に高い。

ラジオは、ありが、合計で 186 (65.9%)、部落民 116 (64%)、一般民 20 (69.3%) であ

外
6

り、部落民と一般民との比較では、一般民の方がやや高い。テレビはありが、合計で 121 (42.5%)、部落民 78 (43.1%)、一般民 43 (42.6%) であり、部落民と一般民との差はないが、ただ、高知市全体では 46% であるから、わずかながら、この地区的比率が低い。なお、ラジオは、高知市は 34.5% であるから、この地区の方が至る高いが、これは、高知市には農業村地帯が多いし、また、高知市全体としては、テレビへの移行が多いためであろう。

B. 教育状況

(1) 学校教育の状況 番前地区的学区は、小学は高知市立小高城小学校、中学は高知市立城光中学校であるが、在学児童生徒は、小学校が 107 名、中学校が 109 名である。教育状況については、まず、総合成績は、小学校が、上 1 名 (0.9%)、中 31 名 (28%)、下 25 名 (22.1%) であり、下の比率がいちじるしく高いが、中学校は、上 2 名 (1.8%)、中 64 名 (

58.7%）、下37名（39.9%）であり、中の比率が比較的に高い。しかし、いずれにしても、この地区的児童生徒の成績は、全体として良くないことが知られる。柱行については 小学校、中学校ともに、満記すべき柱行をもつものは少ないが、欠席数は、年間20日以上の欠席日数のあるものは、小学校で4名（3.7%）、中学校で18名（16.4%）となっており 中学校の比率の高いのが目立つ。とくに中学校では、文部省の長欠児の基準である、年間50日以上の欠席日数をもつもの出づ名（6.6%）あるが、これは全国的にみてもかなり高い。なお、欠席理由は、病欠もあるが、家庭の事情や怠慢によるものが多い。

この地区的生徒の進路状況は、卒業者数 29名うち、高等学校進学者が12名（41.4%）就職者17名（58.6%）であるが、これは、城北中学校の卒業者全體では、進学者34名（76.6%）就職者10名（23.4%）と比べると、進学者の比率がいちじるしく低い。これは、家庭が貧困であったり、学力の低

いものが多いためである。

地区的児童生徒に対する各種の補助については、同和地公民なるかための階別の補助はないが、生活保護家庭があるので、そのなかに教育扶助を受けているもののが世帯、27名（12.5%）ある。また、貧困者としては、高知県社会福祉奨学生奨金貸付金と「面収奨学生資金」などがあるが、現在この地区には、これらの資金の利用者はない。なお、前者は、1ヵ月当たり普通高校1,500円、実業高校1,800円、大学3,000円で、無利子ではあるが、卒業後6ヶ月据置、月賦むしくは年賦で返済する。後者は、部落出身者の寄附を基金としたもので、1ヵ月当たり1,000円が賃償であたえられる。

(2) 社会教育の状況 一般に、地区的社会教育は、公民館ないしは隣保館活動の一環としてなされているが、この地区的場合もその例にもれず、地区の中央部に位置する公民館を拠点としてなされて来た。すなわち、この地区的公民館は、元来は住宅として建てられたも

のであるが、戦後間もなく、市が買上げて、公民館とした。主な活動内容は、青年団の修養集会と婦人会の生花、裁縫、料理、ソロパンなどの講習そして子供会などである。この裏付けとして、昭和24年からは、市から年8,000円の補助金があたえられたが、施設設備、職員、予算などの不足のために、十分な活動はできなかつた。昭和37年度は、公民館の極度の老朽化のために、公民館活動はほとんどなされていないが、この地区的公民館は、昭和38年度中には、改築され、施設として再出発することになつてゐるので、今後の活動には、かなり期待されよう。

(3) 教育関心 郊農民は、これまででは、経済的困難や教育に対する意識不足ないしは伝統的態度などの理由で、子女の教育に対しては余り熱意がないと言われて來た。ここに、伝統的態度とは、自分たちは苦難教育を受けても差別されるから仕方が無いとか教育にゼニをかけるよりは手っ取り早く手帳や新規でも身につけさせた方がよい、などということである。

教育関心は、中学3年までの子女をもつ世帯主にだけ聞いたのであるが、それによると、この地区的場合は、合計では(表25)、進学させる62.7%、就職させる26.3%、その他6%であり、進学させるの比率が大部分を占めるが、しかし、この比率は、この地区が学区になつてゐる城北中学の実際の高校進学率が前述べたように48.6%で遅っているのと比べると、まだ関心ないし希望の比率であるだけに、かなり低いという感じは免れない。また、進路状況における進学比率は41%であるが、これと混ざり合はせる時、そこには調査対象が異なるから、直ちに比較できない面もあるが、参考までにみれば、そこには30%の割合がある。これは、現実と関心ないし希望との間に、大きな距離のあることを意味するが、これは、今後の同和教育対策上、重要な問題となる。なお、その他は子供の好き反応ようにさせるとか未満足などであるが、その比率は低く、教育関心はかなり明確であることが知られる。進学させるの理由は、就職のため、教育の

表25 教育関心

区分別 関心	直学させる	就職させる	その他	計
部落民	71 (65.7)	30 (27.8)	7 (6.5)	108 (100)
一般民	42 (41.2)	14 (23.7)	3 (5.1)	59 (100)
自営業者	27 (21.8)	3 (9.1)	3 (9.1)	33 (100)
雇用労働者	49 (47.8)	13 (20.6)	1 (1.6)	63 (100)
運送労働者	31 (54.4)	20 (35.1)	6 (10.5)	57 (100)
無職・不明	5 (40.9)	8 (52.1)		14 (100)
~39才	60 (27.9)	9 (11.7)	8 (10.8)	77 (100)
40~49才	32 (62.7)	17 (35.3)	1 (2.0)	51 (100)
50才~	21 (53.8)	17 (43.6)	1 (2.6)	39 (100)
計	113 (62.7)	44 (26.3)	10 (6.0)	167 (100)

注 定時制希望者も若干あるが、直学させるに算入した。

ため、時代がそういう風である。などであるが、直学させるの理由は、経済的に困難、本人が行きだからない、などである。本人が行きだからないのは、学費不穏が主である。

部落民と一般民とでは、直学させるか、部落民の65.7%に対し、一般民は41.2%であるから、部落民の方がやや低い。職業別には、直学させるか、自営業者が81.8%でもっと高く、ついで、雇用労働者47.8%、運送労働者54.4%、無職、不明は22.9%の順であり、運送労働者と無職、不明の比率が目立つて低い。自営業者の比率がもっと高いのは、やはり生活水準がもっと高いためであろうか。年令層別にも、やはり明確な傾向がみられ、年令の若いものほど、直学させるの比率が高い。すなわち、直学させるが、50才以上では53.8%であるのが、40代では62.7%として20代、30代では41.2%となっている。

④ 教育水準 教育水準は、住民の教育程度を中学校以下の中の1つについてみたのであるが、それによると

(表 24)、合計では、中卒程度の 49.2% がもっとも多い。ついで高卒程度 24%，小卒 22.6% などの順であり、大卒程度は 1.6% しかなく、並に無学が 6%もある。高知市の昭和 33 年度調査では、不就学 1.1%，小卒程度 32.3%，中卒程度 27%，高卒程度 29.4%，大卒程度 11% であるから、これと比較すると、この地区の教育程度はかなり低い。なお、右の中卒には中退も算入してあるが、この地区的場合は中退が 5% もあるし、また、卒業といっても、長欠や学業不継が多いため。

部落民と一般民とでは、部落民は、中卒の 50.6% がもっとも高く、ついで小卒 26.3%，高卒 18.7% などであるが、一般民は、中卒の 46.5% がもっとも多く、ついで高卒 24.8%，小卒 14.7% などであるから、部落民の方が一般民よりもかなり低い。

表 24 教育程度

教育程度	天		妻		子 女		部落民 一般民	計
	部落民	一般民	計	部落民	一般民	計		
無	3 (1.9)	1 (1.3)	4 (1.7)	11 (5.6)	2 (2.1)	13 (8.5)	1 (0.8)	15 (3.2)
小	卒 (22.1)	卒 (14.1)	卒 (22.7)	卒 (32.3)	卒 (23.2)	卒 (34.0)	6 (4.8)	6 (4.4)
中	卒 (56.8)	卒 (47.4)	卒 (53.7)	卒 (45.9)	卒 (46.3)	卒 (46.0)	6.3 (5.6)	6.3 (5.9)
高	卒 (12.3)	卒 (8.9)	卒 (12.1)	卒 (9.2)	卒 (9.4)	卒 (9.5)	2.7 (2.0)	2.7 (1.9)
大	卒 (10.0)	卒 (10.0)	卒 (10.0)	卒 (10.0)	卒 (10.0)	卒 (10.0)	1.7 (1.0)	1.7 (1.0)
計	15.5 (10.0)	18 (10.0)	23.3 (10.0)	19.6 (10.0)	29.1 (10.0)	12.5 (10.0)	4.76 (3.0)	22.4 (10.0)

注 年齢には中退も含む。大卒には短大も含む。また子女の高齢には在学中のものも含む。なお、学別は新制で統一した。

無学は、一般民の 1.3%に対し、部落民は 3.2%であるが、大卒は、部落民の 1.1%に対し、一般民は 2.7%なのである。

これをさらに、家族の地位別にみると、夫、妻、子女では、夫は、中卒 53.7%、小卒 22.7%，高卒 14.8%であるが、妻は、中卒 46%に対し、小卒 34.4%，高卒 15.1%となっており、夫と比べて教育程度がかなり低い。ところが子女になると、中卒が 42.1%でむしろ多いが、ついでには高卒が、

45.1%と高く、小卒は 3.5%と低率である。ただ大卒は、一つには年令の關係でまだ低いが、二つには、最近の傾向として、高校を卒業すると、他府県

とくに阪神地帶に他出する傾向が強い。なお、子女の高卒には、在学中のものも含むが、子女の場合は、教育程度の男女差はあまりない。

家族の地位別の教育程度を、さらに部落民と一般民とで比較すると、夫、妻、子女ともに部落民の方が教育程度がかなり低いが、とくに目立つのは、部落民の妻に無学の多いことで、5.6%にも達する。そしてまた、部落民の夫妻ヒリわけ妻には、卒業といつても名前だけで、長文や学業不振のものが多い。

(5) 同和教育の実情 同和教育の推進母胎としては、教育委員会、学校、高知市同和教育研究協議会、解放同盟などがあげられるが、この地区のために、実際に活

3. 社会福祉

(1) 公的扶助 まず、生活保護の受給状況は、医療扶助を含めると、地区全体では 2.2 世帯、9.8 名あるが、これは高知市の 4.2 名と比べると、2 倍以上の高率である。しかし高知市内の同地区 10 のなかでは、西山、北野の各地区について第三番目に低く、比較的に少ない。ただ注目されるのは、生活扶助に対し、教育扶助、住宅扶助、医療扶助の併給が多い点で、併給率は、教育程度のおよそ 50 % を最低として、住宅扶助 80 %、医療扶助 80 %、そしてほかに医療扶助の単給が若干世帯ある。部落民と一般民とでは、部落民は 1.8 世帯、9.5 名であるが、一般民は 1.1 世帯、1.0.2 名であるから、比率では、一般民の方がやや多い。

福祉年金の受給状況は、地区全体では、母子年金 7 人、老令年金 35 人、障害年金 3 人の計 45 人であるが、これは地区の人口数に対し、約 3.2 % である。高知市全体でも、だいたい同様の比率であるから、この点ではあまり変わらない。なお、世帯更生資金の受給

勤しているのは、教育委員会だけで、その他ほかは直接的には活動していない。すなわち、教育委員会では、公民館活動のなかで、青年や婦人を対象とした文化活動を実施し、文化教養の向上に努かれている。これは、住民の啓蒙に多少とも役に立っているが、ただ、子供会を中心としたプログラムは、はなはだ不足している。学校は、小学校も中学校も、教師自身はいろいろ研究会に出席したりして研究はしているが、この地区的児童生徒を対象としては、とくに実施はしていない。これは問題はないからといふ。

者は少世帯あるだけである。

(2) 各種保険　社会保険の加入状況を、一般健康保険並びに共済組合、国民健康保険として日雇労働者健康保険の三つについてみると(表27)、これらのいずれにも加入していない世帯が、合計で30世帯、10.6%

表27　社会保険加入状況

保険	部落民	一般民	計
健康保険	46 (25.4)	40 (39.6)	86 (30.5)
共済組合	89 (49.2)	38 (37.2)	127 (45.0)
国民健康保険	87 (49.2)	38 (37.2)	127 (45.0)
日雇労働者健康保険	65 (35.9)	16 (15.8)	81 (28.7)
船員保険	—	—	—
国民年金	6 (3.3)	11 (11.0)	17 (6.0)
火災保険	7 (3.9)	11 (11.0)	18 (6.4)
生命保険	67 (34.3)	42 (41.6)	109 (38.7)
無尽講	24 (13.3)	9 (8.9)	33 (11.7)

注　比率は、部落民、一般民、計とともにそれぞれの世帯数を母集団とした。

名あるが、部落民と一般民としては、部落民は16世帯、8.8名、一般民は14世帯、13.8%であり、一般民の比率がやや高い。まず、一般健康保険ないし共済組合の加入状況は、合計では30.5%であるが、部落民は25.4%で、一般民は39.6%となっており、一般民の比率がはるかに高い。国民健康保険は、

合計では25.2%であるが、部落民は27.2%で、一般民は37.2%であり、部落民の比率がかなり高い。日雇労働者健康保険は、合計では28.7%であるが、部落民は35.9%で、一般民は15.8%であり、部落民の方が2倍以上の高率である。これはいうまでもなく部落民の方が日雇労働者が多いためである。なお、部落民には日雇労働者をしていても、日雇労働者健康保険に加入しないものが、およそ3人に1人の割合に存在するが、これは、就労日数が足りない、国民健康保険に加入している、躊躇がなく手続きを怠っている、などいろいろの理由による。また、部落民には、一般会社や事業所に勤務しても、健康保険に未加入のものが多くなりはあるが、これは勤め先の規模が小さいか、雇用形態が日雇い的なものがあるためであろう。国民年金は、合計では6名にすぎないが、部落民は3.3%であるのに対し、一般民は11%であるから、一般民の比率がかなり高い。

火災保険は、合計では6.4%であるが、高知市全体

では、昭和33年度の調査でも32名であるから、これはいちじるしく低率である。部落民と一般民とでは、部落民は、一般民の11%に対し、3.2%にすぎず、さらには目立って低い。これは火災保険は掛け済という者にもとづくのであるが、というのも収入の少ないものが多いためである。生命保険は、合計では38.7%であるが、これも高知市の33年度の調査では48.0%であるから、やはりかなり低い。部落民と一般民とでは、部落民は34.3%であるが、一般民は41.6%となつており、両者の比率差は比較的に少ない。撲滅講を行なっているものがあるが、これはこの横行が部落にはまだ根強く残存していることを示す。なお、撲滅講の加入者は、ほとんどが妻で、加入口数は1口が大部分となつてゐる。

(3) 保健福祉活動 この地区には、昭和33年ごろまでは、宮前町一致会なる町会があつて、これがいろいろな地域活動ないしは保健福祉地区活動を実施して来た。たとえば、街灯設置、環境衛生（はえ、ねずみの駆除）、長欠児対策（学校との連絡）、上下水道設備や道路補

修対策（市当局との交渉）、納稅対策など、多くの面にわたつてゐる。しかしこうした活動も、やがて会員が辞任するとともに、その後は、町会活動は自然消滅の形となつた。したがつて、地域活動は、町会活動としては何もされなくなつたが、ただ、町会活動と並行して実施されて来た公民館活動のなかには、婦人会、青年団を対象とした各種の事業が含まれているので、地域活動も、事業の内容は異なるが、公民館活動の一環として継承された形となつた。しかし、この公民館活動も、前述したように、昭和36年までは、何とか実施されて來たが、昭和37年度は、公民館の老朽化などのために活動停止の状態にある。そのため、現在は、地域活動は、町会活動としてであれ、公民館活動としてであれ、実施されていない。

したがつて、当面の課題である、害虫・ねずみの駆除、食生活改善、公衆道德、道路・下水整備、住宅（環境）改善、生産的活動、家族計画、文化活動などは、大部分のものは、以前は、何らかの形で地域活動がなされたが、こんにちでは実施されていないことになる。

しかし、各家庭ごとにどうかと言えば、いずれの活動も、多くの家庭によって実施されており、とくに、害虫・ねずみの駆除、食生活改善、道路・下水整備、住宅（環境）改善などは、大部分の家庭が実施している。そのやり方は、主に個別的に実施しているが、道路・下水整備などは、近隣単位や市の衛生課の援助によって実施している場合も多い。また、家族計画は保健所の指導によって実施しているものもある。これらを要約すれば、各活動の多くは、以前は、町会活動や公民館活動の形で、多かれ少なかれ実施されていたが、こんにちでは、各家庭が個別に実施しているケースが多い、ということである。

(4) 社会福祉資源の設置並びに利用状況 まず、施設の設備状況からみると、この地区には、前述したように考査化した公民館が設置されているだけで、保育所、診療所、授産所、共同作業場、隣保館、児童遊園地などは存在しない。これは一つには、設置すべき土地がないためであるが、二つには、すでに指摘したように、

市街地帯に位置して比較的に進んでいるため、同和行政から見落とされていたためである。そのため、これらの施設の利用のためには、隣接地区に存在するものを利用することになるが、これが比較的容易な条件におかれていったことも、この地区にさらにこれらの施設の設置を阻む理由となつた。したがつて、これらの施設の利用状況も、地区内の公民館は、一おう住民選によって利用されているが、地区外の施設は、比較的利用されているのが、近くの双葉保育園で、あとは内閣幹施所が指摘される。

つぎに、人的資源については、この地区内には、衛生委員3人、母子相談員1人、司法保護司1人があるだけで、そのほかの人権擁護委員、婦人相談員、農業改良普及委員、生活改良普及委員、青少年指導員などは存在せず、これらについては、地区外に依存する。

(5) 社会病理 まず、疾病や心身障害などの個人病理資源をみると、何らかの疾患や心身障害を訴えるものは116名(11.6%)、その内訳は、部落民87名(

(13%)、一般民 29名 (8.7%) であるから、部落民における病理の割合がかなり高い。これを家族員の地位別にみると、夫は 66名 (28.3%)、妻 33名 (11.3%)、子女 17名 (3.6%) であり、夫の比率がさわめて高く、子女が少ない。病理の内容は、内臓疾患、神経痛、リウマチ、肢体不自由、身体障害、高血圧、中風、脳障害、精神病などであるが、このなかでは内臓疾患（とくに胃病）、神経痛が目立つて多い。脳障害や精神病も 10名ほどみられるが、これも、こうした小地域としては決して少なくない。なお、トラコーマは、この地区にはほとんどない。

つぎに、犯罪、非行、家出、離婚などの社会病理は、地区内居住者に関する限りは、離婚を除けば、余り問題はない。すなわち、犯罪や非行は、今日 1、2名の施設収容者はあるが、それ以外では表立った警察沙汰はない。ただ、青少年不良化については、多少の不安はないわけではないが、それも目立ったものではない。家出人は 3人ほどあるが、これは浮気と恋愛によるも

のである。これに対し、離婚は、家族生活の環でみたように、失効車兼災事の都合によるものを除いても、10ケース以上は数えられるので、やはり、家庭病理の問題としても無視できない。

10. 同和行政と財政

(1) 同和行政の実績 宮前地区に対する同和行政の実績は、表 28 にみられるように、昭和 36 年度までにも、いろいろなされて来たが、これをまとめてみると、生活環境改善が中心で、その内訳は、下排水路工事、道路改修整備、第二種公営住宅建設、消防工事、道路拡張工事などである。すなわち、昭和 34 年度までは、下排水路新設、道路改修、防火水槽新設などがなされ、これらに対する事業費は 90 万 1 千円（うち県費補助 14 万 4 千円）であったが、昭和 35 年度は、第二種公営住宅建設、配水管敷設、道路改修整備がなされ、事業費も、343 万 9 千円（うち国庫補助 130 万 2 千円、県費補助 43 万 7 千 5 百円）であり、昭和 36

表 28 同和行政と財政

	事業名	事業費	国庫補助	県費補助	市貢担	備考
34 年 度 ま で	宮前町下排水路新設	288,000		144,000	144,000	
	宮前町市道法面改修	224,000				市単独
	宮前町下水排水路新設	90,000				*
	宮前町防火水槽新設	289,000				*
	計	901,000		144,000	144,000	
35 年 度	宮前町第2種公官住宅	3,353,000	1,302,000	437,500	1,613,500	木造8戸
	善一神社前配水管敷設	26,000				市単
	宮前町参道改修	60,000				*
	計	3,439,000	1,302,000	437,500	1,613,500	
36 年 度	宮前町前川線道路拡張工事	1,500,000	300,000	200,000	1,000,000	総統
	宮前町流防	83,000				市単
	計	1,583,000	300,000	200,000	1,000,000	
37 年 度	宮前町旭川線道路拡張工事	2,025,000	592,000		1,433,000	
	宮前町蔵保館用地購入	530,000		250,000	280,000	
	計	2,555,000	592,000	250,000	1,713,000	

年度は、川線道路拡張工事と流防工事がなされ、事業費は、158万3千円（うち国庫補助30万、県費補助20万）であった。同和開発予算も、大きな事業になると、国庫補助や県費補助がえられるが、小さい事業は、市の単独のものである。

(2) 同和行政の現況 昭和37年度の同和行政の実績は（表 28）、前年度の継続工事である宮前町前川線道路拡張工事と宮前町蔵保館用地購入とが主な事業であり、事業費は、前者に対しては202万5千円（うち国庫補助19万2千円）、後者に対しては53万円（うち県費補助25万円）となっている。これみると、事業費の分担は、国や県の補助もかなりあるが、やはり市の貢担が非常に大きい。ちなみに、川線道路拡張工事は、すでに述べたように、宮前町の道路交通事情を改善するものとして大きな期待が寄せられているが、何分工事が予算の開発上小刻みになされているため、継続工事とされ、まだ又、3年はかかる見通しである。以上は、昭和37年度までに実施された主な事業内

容であるが、このほかにも道路舗装、街灯設置なども実施されているし、また、教育委員会関係でも、すでにみたように、多少とも補助がなされている。

(3) 納税状況 納税状況で問題になるのは、この地区には、住民税、固定資産税とともに、賦課世帯が非常に少ないことである。これは、年収 13 万円以下のものは免除されるという特典があるためである。昭和 36 年度の状況は、賦課世帯は、地区全体でおよそ 50 名を前後し、半分くらいが免除世帯となっているが、地区内では、とくに北三町に免除者が多く、東三町や南三町は割合に少ない。

昭和 36 年度における宮前町の各期別納入状況は、表 29 のとおりであるが、収納率は、世帯数、金額とともに、1、2 期は、それぞれ 96% 以上を示すが、3、4 期は、81% ~ 86% と減少し、さらに 5 期には 78% ~ 79% と低下する。税額は、1 世帯当たり年 1,200 円くらいなのであるが、やはり多かれ少なかれ負担になるのであろう。なお、この地区は、納税組合

ダ三

表 29 宮前町各期別納入状況

期別	世帯数	調定額	納 入		未 納		収納率	
			世帯数	金額	世帯数	金額	世帯数	金額
1	147	37,110	142	36,440	5	670	96.6	98.1
2	143	33,410	138	32,680	5	730	96.4	97.8
3	150	36,040	128	30,800	22	5,240	85.3	85.4
4	155	35,550	126	29,310	29	6,240	81.3	82.4
5	154	35,270	122	27,770	32	7,500	79.2	78.1

のできる前は、未納者がいわばいたのであるが、納税組合ができてからは、大いに奨励し、月割納入などの便宜を図つたので大いに減少したという。

(4) 生活状況 生活状況は、特別になしとするものが、合計で 115 世帯 (40.8%) あり、その内訳は、部落民 68 世帯 (37.5%), 一般民タク世帯 (46.5%) となっている。合計の 40.8% は、地区民のおかれた条件からいえば、かなり高い比率であるが、これは何を言っても駄目だ、という諦めの念と現在の生活

表 30 生活欲求

欲求 区別	部落民	一般民	計
家族関係	12 (6.1)	44 (4.3)	16 (5.5)
職業と生計	64 (32.7)	31 (33.3)	95 (32.9)
交際	17 (8.7)	5 (5.4)	22 (7.6)
教育	31 (15.8)	11 (11.8)	42 (14.5)
住宅	32 (16.3)	33 (35.5)	65 (22.5)
その他	40 (20.4)	9 (9.7)	49 (17.0)
計	196 (100)	93 (100)	289 (100)

条件を甘受しているものが多いためである。おそらく下意識には多くの不満があることであろう。

生活欲求のあるものについて、その内容をみると（表 30）。合計では、職業と生計との 32.9% がもつとも多く、ついで住宅 22.5 名、その他 17.0 名、教育

14.5 名、交際や家族関係は少ない。職業と生計とは職業が不安定である。就労機会が少ないのであるが、住宅については、公営住宅に入りたい、家がせまい、家賃が高い、転居したい、などである。その他は、道路その他の生活環境を改善してほしい、交通その他の日常生活上不便である、などであるが、教育については、子供を進学させたい、子供の学力が足りない、教育費が不足する、などである。交際

については、差別がある、などで、家族関係については、老後の心配、夫婦親子間の不和、子供の不良化などがあげられる。

部落民と一般民との比較で、とくに目立つのは、部落民には、その他の比率が高く、そして一般民では、住宅の比率が 35.5 % と高い点であるが、これは、前者は、道路、下排水その他の生活環境（とくに養豚場関係の）の整備に不満をもつものが多いが、後者は、彼らのおかれている住居条件があまりにもみじめなものである。

II 部落問題意識

(1) 社会意識 地元の神社やお寺などの昔からの行事や伝統は盛大にするのがのぞましいかどうかについては（表 31）、合計では、大いに賛成を含めて賛成が 80.1 % と、圧倒的比率を占め、反対と積極的な態度を示すものは 11.4 % であるが、この傾向は、地区外においてあまり変わらない。ただ、地区内の部落民と一般

表31 神社やお寺の行事や伝統

区別度	部落民	一般民	計	地区外
大いに賛成	40 (22.1)	15 (14.8)	55 (19.5)	15 (20.3)
賛成	107 (59.1)	64 (63.4)	171 (60.4)	49 (66.2)
反対	16 (8.9)	15 (14.9)	31 (11.0)	7 (9.5)
絶対反対		1 (1.0)	1 (0.4)	1 (1.4)
分からず 無回答	18 (9.9)	6 (5.9)	24 (8.5)	2 (2.7)
計	181 (100)	101 (100)	282 (100)	74 (100)

一般の方が反対の比率が高い。これは、この質問 자체が一般的な形ではなく、その土地とのつながりによって回答される傾向があるが、この点、一般民の場合は、この土地とのつながり、いいかえれば、この土地に対するなじみの少ないものが多いいためであろう。それにしても、部落民における比率関係が地区外のそれと、そう大きな相違はないが、これは、部落民は神佛とともに佛に向いて派手な行事をするという伝統的な考え方によると、意外な感じがしないわけではない。

民ヒでは、多少の差があり、部落民では、賛成が81名以上を占め、反対と明確に答えているのが8.9%であるのに対し、一般民では、賛成が78.2%で、反対が15.9名となつており、わずかながら、

外

結婚や葬式は、一生に一度の儀式だから、今日でも盛大にするのが望ましいかどうかについては(表32)。合計では、賛成とするものが24.5%で、71.6%という大部分のものが反対の意向を示している。地区外もだいたい同様の比率関係を示すが、地区内の部落民と一般民とでは、部落民は、賛成が26.5%で、反対が68.5%であるのに、一般民は、賛成が20.8%で、反対が79.2%であるから、部落民の方が、地区外に対しても、また地区内一般に対しても、賛成の意見が強いが、これはやはりこうした儀式に対する、部落民の伝統的態度の残存によるものであろう。

表32 結婚や葬式についての意識

区別度	部落民	一般民	計	地区外
大いに賛成	9 (5.0)		9 (3.2)	1 (1.4)
賛成	39 (21.5)	21 (20.8)	60 (21.3)	14 (18.9)
反対	118 (65.2)	70 (69.3)	188 (66.7)	54 (72.9)
絶対反対	6 (3.3)	8 (7.9)	14 (4.9)	1 (1.4)
分からず 不明	9 (5.0)	2 (2.0)	11 (3.9)	4 (5.4)
計	181 (100)	101 (100)	282 (100)	74 (100)

貧乏人や金持は、生まれや個人の運や能力によって左右されるものであるかどうかにつ

表33 貧乏人や金持の原因

態度	部落民	一般民	計	地区外
全くその通り	34 (18.8)	11 (10.9)	45 (16.0)	10 (13.5)
その通り	77 (42.5)	59 (58.4)	136 (48.2)	126 (62.2)
ちがう	22 (23.2)	21 (20.8)	63 (22.3)	13 (17.6)
絶対ちがう	7 (3.9)	4 (4.0)	11 (3.9)	2 (2.7)
分からぬ 無回答	21 (11.6)	6 (5.9)	27 (9.6)	3 (4.0)
計	181 (100)	101 (100)	282 (100)	74 (100)

いては(表33)、合

計では、その通りだとするものが計64.2%で、ちがうとするものが計26.2%となり、その通りだとするものとちがうとするものの比率が大部分を占める。

これに対し、地区外

の場合は、その通りだとするものが75.7%で、ちがうとするものが20.3%であるから、他区内の方が、ちがうとするものの比率が高い。地区内の部落民と一般民とでは、分からぬや無回答があるるので決定的なことはいえないが、部落民では、その通りだとするものがと1.2名で、ちがうとするものが27.1名であるのに、一般民では、その通りだとするものが69.3名で、ちがうとするものが24.8名であるから、やはり部落民の方がちがうとするものの比率がやや高い。

表34 自分がやりたくないこと

態度	部落民	一般民	計	地区外
大いに賛成	6 (3.3)	3 (3.0)	9 (3.2)	1 (1.4)
賛成	72 (39.8)	44 (43.6)	116 (41.1)	27 (36.5)
反対	77 (42.6)	45 (44.6)	122 (43.3)	36 (48.6)
絶対反対	9 (4.9)	4 (4.0)	13 (4.6)	3 (4.9)
分からぬ 無回答	17 (9.4)	5 (5.0)	22 (7.8)	7 (9.5)
計	181 (100)	101 (100)	282 (100)	74 (100)

自分がやりたくないことでも、義理のある人から頼まれたときは引き受けなければならぬかどうかについては(表34)賛成が大いに賛成を含めて44.3%名、反対も絶対反対を含めて47.9%であり、

反対の比率がやや高いが、両者はだいたい同様の比率関係にある。これに対し、地区外は、賛成が37.9%、反対が52.6%であるから、地区外の方が反対の割合がやや高い。部落民と一般民とでは、部落民は、賛成が43.1%、反対が48.5%であるのに、一般民は、賛成が46.6%、反対が48.6%となつておる、両者はほとんど変わらない。

「人は生まれによって、差別してはならない」と憲法にもさめられているが、あなたには世間一般で、この

表35 人は生まれや職業によって差別してはならない

	部落民	一般民	計	地区外
かなり守られている	49 (27.1)	37 (36.6)	86 (30.5)	35 (47.3)
あまり守られていない	103 (56.9)	54 (53.5)	157 (55.7)	37 (50.0)
無視されている	20 (11.0)	6 (5.9)	26 (9.2)	1 (1.35)
分らない	9 (5.0)	4 (4.0)	13 (4.6)	1 (1.35)
計	181 (100)	101 (100)	282 (100)	74 (100)

ことが守られている

と思ひますか、については（表35）、合計では、「かなり守られている」30.5%、「あまり守られていない」55.7%、「無視されている」9.2%であり、「あまり守られていない」の比率が最も高いが、地区外では、「かなり守られている」が47.3%、「あまり守られていない」50%であるから、地区外の方が「かなり守られている」の比率がかなり高い。地区内の部落民と一般民とを比較しても「かなり守られている」は、部落民の27.1%に対し、一般民は36.6%であるから、やはり一般民の方がかなり高い。これはとりもなおさず、部落民がいろいろな生活関係においていまなお強く差別問題に直面していることを示すものであろう。

外五

「結婚にあたって、人は相手を自由にえらばれる」と憲法にもさめられているが、あなたは世間一般で、このことが守られていると思うかどうかについては（表36）、合計では「かなり守られている」59.6%、「あまり守られていない」31.2%、「無視されている」2.5%、「分からぬ」6.7%であり、「かなり守られている」が大部分を占めるが、「あまり守られてない」や「無視されている」も計33.7%と、3分の1以上を占める。地区外は、「かなり守られている」66.0%、「あまり守られていない」32.4%である

表36 結婚にあたって、人は相手を自由に選べる

態度	部落民	一般民	計	地区外
かなり守られている	106 (58.6)	62 (61.4)	168 (59.6)	49 (66.2)
あまり守られていない	58 (29.8)	34 (33.7)	88 (31.2)	24 (32.4)
無視されている	6 (3.3)	1 (1.0)	7 (2.5)	
分からぬ 無回答	15 (8.3)	4 (4.0)	19 (6.7)	1 (1.4)
計	181 (100)	101 (100)	282 (100)	74 (100)

から、「かなり守られている」は、地区外の方がやや高いが、しかし、これは、「分からぬ・無回答」が3.7%あるので、この比率のいかんによつては、ほとん

(106) ど差はないかもしれない。部落民ヒー般民とでは、「かなり守られている」は、部落民の 58.6% に対し、一般民が 61.4% であるが、「分からぬ、銀回答」が、部落民の 8.3% に対し、一般民は 2% もあるので、やはり、両者にはあまり差はないと考えられる。結婚における差別は、部落民差別の最後の問題であるが、こうした観点からみると、この比率關係は、意外な感じをあたえよう。これは、本当の気持がかくされていいか、実際問題として、部落民は、部落民同士で自由な結婚をしているものが多いいためであろう。

(2) 生活慣行 生活慣行については、昔は、結婚、葬式、信仰、日常生活面で、いろいろきびしい生活慣行があったが、こんにちでは、お寺に関する行事や伝統やたのもしなどの生活慣習面を除けば、だいたい一般地区のそれとあまり変わらないまでに変化している。お寺に関する行事や伝統は、一般民の居住や新興宗教の浸透などに拍車をかけられて、かなり変化したとはいいうものの、今日なお、この地区を特徴づける要件となつ

(107) ている。お寺に関する行事は、よその同和地区におけると同様に、春の永代経と秋の報恩講との二つの祭りよりなっている。永代経は、だいたい毎年 3 月中に 3 日向一期日は寺の都合によってきめる一にわたって行なうものであるが、報恩講は、11 月 21 日から 1 週間にわたって行うもので、この時には京都の木山から布教師がやって来て説教をしたり、四洲教区高知組(クケ寺一一宮、潮江、神田、瀬老川、朝倉、長浜、小高坂)の僧侶が集まって、お勤めをする。また、在家でも丹那寺に来てもらって読經をしてもらったりする。このような行事が、毎年継承されて実施されているがこれらにはかなりの出費や労力の損失がともない。住民の生活を圧迫しているものがある。しかし、こうした不合理や矛盾も、彼らの伝統的な信仰の前には、まだ己をえないものとされている傾向が強い。

実質的に、住民の宗教をみると、宗教のあり方は、新興宗教を除けば、ほとんどが家の宗教つまりお葬式の宗教となっているので、世帯主を中心みると、

合計では、もっとも多いのが、淨土真宗の33%で、ついで宗教なし 24.1%，佛教 23.1%，創価学会 9.2%，眞言宗 7.8%，その他 2.8%などである。宗教なしとは、まだお葬式を出したことのないものがあるためであるが、佛教とは、眞宗が大部分であるので、眞宗の比率は 50%以上は占めよう。それにしても、創価学会が 9.2%も占めるのは注目に値しよう。しかし、これも部落民と一般民とではかなりの相違があり、部落民では、眞宗 44.7%，佛教 32.6%，宗教なし 16%，眞言宗 3.9%，創価学会 1.7%であるのに、一般民では、宗教なし 38.6%，創価学会 22.8%，眞言宗 14.8%，眞宗 11.9%などであり、宗教なしや創価学会の比率がいちじるしく高い。

なお、この地区には、若一(にやくいち)神社や姉崎權現の乗りがあり、とくに後者はこの地方における部落独自の神社として大事にされている。また、たのもし講については、すでにみたように、まだかなりの程度において、部落民の金融組織として役割を果たし

ている。

(3) 差別言動 この地区においても、第二次世界大戦前までは、結婚はもちろん、就職、社会的交際、学校などにおいて、きわめてきびしい差別をうけた。これらの実態については、一概に言及しているのと大同小異なので、ここでは省略するが、この地区に特有のものとしては、たとえば、この地区的住民は、チコシとかオシャシンなどの方言で悪口を言われて来たことや警察などでは、被疑者を呼ぶのに「お前は河ノ瀬か宮前か」とか言ったというし、学校では組で部落民だけを寄せて坐らせたというようなことなどが指摘される。しかし、こうした状態も、第二次大戦後そして今日ではだいぶ変化し、昔ほどの差別言動はなくなつた。これは古老たちのひとしく口にするところである。といつても、これはあくまで「昔ほどの差別言動」がなくなつたのであって、差別の言動は、以下にみると、程度の差こそあれいろいろな形で残存している。

今回の調査では、差別の言動は、あなたのおうちで

は、現在の土地に住んでいることによって、何か差別の言動をご経験になつたことがありますか、という形で廣問したが、その結果は、つぎのとおりで、合計では、差別言動を経験したものは 100 世帯、35.5 名、経験しないものは 182 世帯、64.5 名である。経験したもの 100 世帯の内訳は、部落民が 78 世帯、一般民が 22 世帯で、それらは、各世帯数に対し、それぞれ 43.1%、21.9% となっている。部落民の比率は、かならずしも高くはないが、これは、昔はかなりあつたが、いまはあまりないと回答しているものが多いのである。あるものについて、差別の内容をみると（表 37）、差別言動の件数は、合計では 21.7 件あるが、そのうちもつとも多いのが、社会的交際の 60.8% で、ついで就職の 20.3%、結婚 14.8% などで、

転居や進学はきわめて少ない。部落民と一般民とでは、部落民は、交際 58%，就職 23.6%，結婚 14.9% などであるが、一般民は、交際 72%，就職 14.0%，結婚 14.8% などであるから、とくに目立つのは、部落民では、就職

表 37 差別言動

つき合い	部落民	一般民	計
交際	101 (58.0)	31 (72.0)	132 (60.8)
近隣	12	8	20
PTA	13	1	14
職業	28	9	37
友人・知人	21	9	30
学校	27	4	31
転居	4 (2.3)	3 (7.0)	7 (3.2)
進学	2 (1.2)		2 (0.9)
就職	41 (23.6)	3 (7.0)	44 (20.3)
結婚	26 (14.9)	6 (14.0)	32 (14.8)
計	174 (100)	43 (100)	217 (100)

の比率が高いが、一般民では、就職の比率は低く、代わりに交際の比率が高い点である。なお、交際のなかでは、やはり職業、友人・知人、学校などにおける差別が強い。これをみると、職業関係の比率が強く、結婚関係の比率は意外に低いが、これは、前述したように、結婚は、一般との通婚ではなく、部落民同士で行なう傾向が強いためである。

なお、各種の生活施設関係面では、たとえば、公衆電話は 2ヶ所しかないし、その他いろいろな生活施設が不足して、日常生活においていろいろ不便を来たしていることは事実であり、したがつて、これらの不便を排除するよう、努力の足

りなかったことは否定できないが、これらをすべて差別問題に結びつけて考えるべきかどうかについては問題があろう。いずれにしても、この地区のおくれた生活状態は、こうした生活資源の不足も作用しているのであるから、今後大いに努力の余地がある。

(4) 隣接地区住民の意識 Ⅰ、面識並びに交際の状況

まず、この地区にどのくらいの面識者があるかについては、対象者 74 のうち、かなりいる 10、少しいる 24、いない 40 であり、いるは計 34 (45.9%) で、いないの割合が高い。なお、いるの割合は、職業別には自営業が、年令別には年令の高いほど、学歴別には学歴の高いものほど、そして居住年限には居住年数のながいものほど高い。面識者のいるものの交際度は、親しく交際している 18、あまり交際していない 10、交際はない 6 となつており、面識者のある場合は、一応う交際しているものがほとんどの割合を占める。交際の機縁は、だいたいが職業上や商店上などが主であるが、学校友たちも少なくない。

宮前地区の住民と交際の機会が生じた場合たむらねずみ交際するかどうかについては、たむらねずみ交際する 59 (79.7%)、交際をひかえる 12 (16.2%)、黒回答 3 (4.1%) となつており、たむらねずみ交際するが大部分を占め、交際をひかえるは少ない。その理由は、前者については、同じ人間だから、自由平等の世の中だから、同情理解のため、などであるが、後者については、不潔だから、いやな感じがするから、周囲のおもわくのため、生活水準がちがうから、などである。

ロ、地区に対する認識 宮前地区は、これまでどういう地区と言われてまたか知つているかどうかについては、知っている 48 (64.9%)、知らない 26 (35.1%) で知っているが大部分を占める。知っている場合、その内容は、同和部落、特殊部落、エタ部落、肉屋・下駄屋などの多い地区、新平民などである。なお、この地区についてどういうことを感じたかは、まず、地域については、環境衛生が悪い、住宅が密集している、

などであるが、住民については、言動が粗暴である、生活程度が低い、独特の言葉や習慣をもつ、不潔である、暗さがある、などが多い。

この地区が以前と比べて改善されたかどうかについては、よくなっている 33 (44.6%)、あまり変わらない 6 (8.1%)、かえって悪くなつた 1 (1.4%)、知らない 34 (45.9%) などである。よくなつた点の内容は、生活程度、生活環境、教育水準、就業状況、服装、言語動作、衛生観念、労働意欲、人間関係などいろいろの面にわたるが、なかでも、生活程度、生活環境、教育水準などが強調されている。なお、悪くなつた点も、二、三あわせ指摘されているが、その内容は、雷同性が強くなつた、自己反省がない、差別するなと強制する、などがある。

八、地区差別 この地区あるいはこの地区的住民が、差別されているかどうかについては、非常に差別されている 4 (5.4%)、多少は差別されている 32 (43.2%)、差別されていない 28 (37.9%)、無回答

10 (13.5%) となつており、差別されているとするものが計 48.6 名で、差別されていないの 37.9% よりはやや高い。差別されているとする場合、その理由については、人種がちがう 2、生まれがちがう 4、職業がちがう 5、住むところがちがう 9、生活程度が低い 15、言動が粗暴である 17、けがれしている 4、その他 9 などであり、言動が粗暴であるがもつとも多く、ついで、生活程度が低い、住むところがちがうなどの順であり、生れや人種がちがうはきわめて少ない。

「差別がある」ことをどこで知ったかについては、回答 83 ケースのうち、家庭で聞いた 13 (15.7%)、学校で聞いた 7 (8.4%)、職場で聞いた 8 (9.6%)、近所で聞いた 18 (21.6%)、その他 15 (18.1%)、答なし 22 (26.5%) などであり、答なしを除けば、近所で聞いたや家庭で聞いたの比率が目立つて高い。なお、その他というのは、自然に判つたが大部分を占める。つぎに、宮前地区は、以上の事情で差別されるのは社方がないかどうかについては、当然だ

はなく、ある程度は仕方ない /4、間違っている 22. となっている。その理由は、前者は、現状ではいろいろ問題があるからというものであるが、後者は、同じ人間だからとするものである。

二、部落対策 部落の差別状態をなくすために、國や市町村では、この問題を特別に取り上げ、補助金などを出して対策を施すことが必要であるかどうかについては、合計では、大いにある 30 (40.5%), ところによつてある 21 (28.4%), ない 17 (23%)、答なし 6 (8.1%) であり、多かれ少なかれあるとするものが計 68.2% と 70% に近く、ないとするものは、ごくわずかである。そして年令別には、年令が高くなるほど、あるの比率が高く、60 歳以上では 78.6% と、ほぼ 80% を占める。特別の対策を講ずる必要があるとすれば、それがいかなるものかについては、生活環境をよくすることが 21 もつとも多く、ついで教育を高めること 19、経済を豊かにすること 12、尊重なくすこと、人権を尊重すること各 10、その他

3 などとなっている。これをみると、生活環境の改善と教育水準の向上がもつとも重視されている。

このような対策が施されて、官能地区の生活程度が高くなり、社会的教養が高まり、よい職業を身につけた場合には、一般からは差別されなくなると考えるかどうかについては、差別される /、多少は差別される 12、差別されない 38、分らない 23、であり、差別されないが半分以上を占め、多少は差別されるは 16.2% を占めるにすぎない。多かれ少なかれ差別されるのはなぜかについては、集団生活をしている限りは駄目だ、潜在意識はなかなか消えがたい、などであるが、また、どうすれば、差別がなくなるかについては、分散すること、貧富の差をなくすこと、一般人の意識や態度を改めること、住民みずからが反対すること、時間をかけること、などである。

同和地区の改善にあたっては、部落の人にお任せした方がよいか、國や市がもっと努力すべきかについては、住民の自主的解決にまかせる 22 (29.7%)、國や

市町村が力を入れる 31 (41.9%)、住民の自主的
解決にまかせろと國や市町村が力を入れる 12 (16.
2%)、その他 9 (12.2%) であり、國や市町村が
力を入れるがもつとも多いが、住民の自主的解決にま
かせるもかなりの比率を占める。